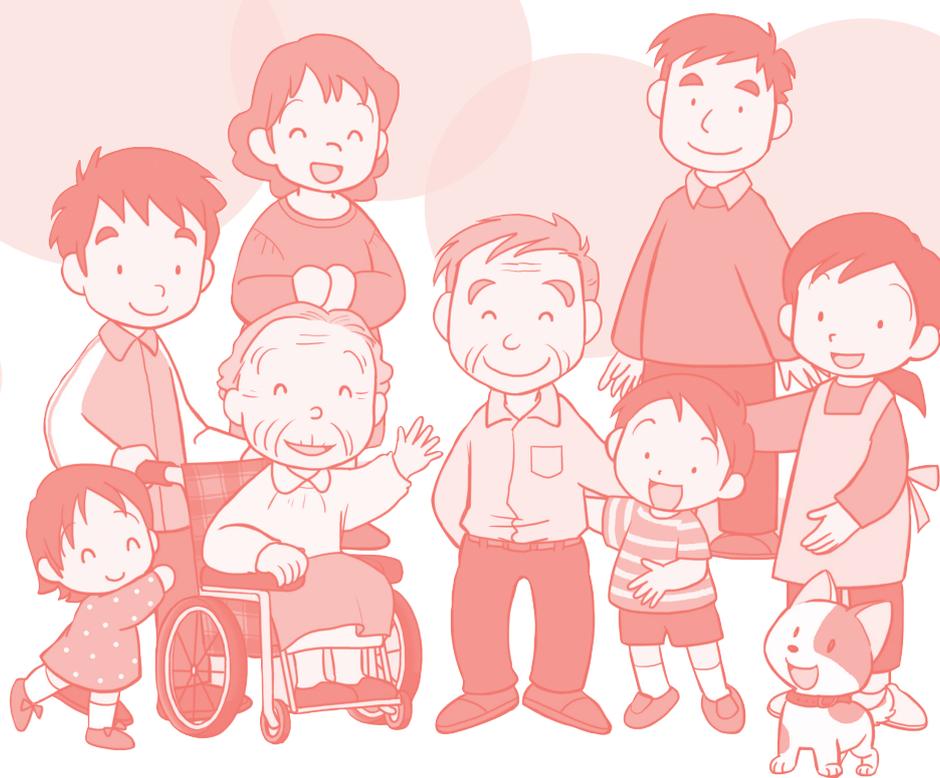


いつまでも元気で暮らせるまち  
生涯過ごせるまち やおつ

## やおつ高齢者いきいきプランVI

介護保険事業計画・老人福祉計画

平成27年度～平成29年度



平成27年3月  
八百津町

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨	1	(1) 八百津町保健福祉推進協議会	4
(1) 国の動向	1	(2) 検討チーム	4
(2) 本町の取組	2	(3) 県および中濃圏域での調整	4
2 計画の性格	3	5 日常生活圏域ニーズ調査	5
3 計画の期間	3	6 他計画との整合性	5
4 計画の策定体制	4		

## 第2章 高齢者などの現状

1 人口構造	7	4 要介護者の状況	14
(1) 人口の推移	7	(1) 要介護認定者数の推移	14
(2) 人口ピラミッド	8	(2) 認定率の推移	15
(3) 高齢者人口の推移	9	(3) 年齢別要介護認定者	16
(4) 高齢化率	9	(4) 介護・介助が必要になった主な原因	17
2 高齢者のいる世帯の状況	10	5 介護者の状況	18
(1) 高齢者のいる世帯の推移	10	(1) 主な介護者	18
(2) 高齢者単身世帯	10	(2) 主な介護者の年齢	18
(3) 高齢者夫婦世帯	11	(3) 主な介護者の体力状態	19
3 住宅の状況	12	(4) 主な介護者の精神状態	19
(1) 住宅の所有関係	12		
(2) 平均世帯人員	13		

## 第3章 介護保険・高齢者福祉サービスの現状

### 3-1 介護保険サービス / 21

1 居宅サービス	21	(10) 特定施設入居者生活介護	33
(1) 訪問介護	21	(11) 福祉用具貸与	35
(2) 訪問入浴介護	23	(12) 福祉用具購入費の支給	36
(3) 訪問看護	24	(13) 住宅改修費の支給	37
(4) 訪問リハビリテーション	25	(14) 居宅介護支援・介護予防支援	38
(5) 居宅療養管理指導	25	2 地域密着型サービス	39
(6) 通所介護	26	(1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	39
(7) 通所リハビリテーション	28	(2) 小規模多機能型居宅介護	40
(8) 短期入所生活介護	30	(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	40
(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）	32		

(4) その他の地域密着型サービス	40	(3) 介護療養型医療施設	45
3 施設サービス	41	4 給付費と保険料の推移	46
(1) 介護老人福祉施設	41	(1) 総給付費の推移	46
(2) 介護老人保健施設	43	(2) 保険料の推移	47

### 3-2 地域支援事業 / 48

1 介護予防事業	48	(2) 権利擁護業務	52
(1) 二次予防事業	48	3 任意事業	52
(2) 介護予防教室等	48	(1) 家族介護支援事業	52
(3) 一次予防事業	49	(2) わたきり老人等介護用品支給事業	53
2 包括的支援事業	51	(3) 認知症サポーター養成講座	53
(1) 総合相談支援	51		

### 3-3 高齢者福祉サービス / 54

1 社会参加・生きがい活動の状況	54	(3) わたきり老人等日常生活用具給付事業	58
(1) シルバー人材センター	54	(4) ふれあい型食事サービス事業	58
(2) 老人クラブ	55	(5) 在宅配食サービス	59
(3) ふれあいきいきサロン事業	55	5 要介護状態への進行を防止するための支援	59
(4) 独居老人のつどい事業	55	(1) 生活管理指導短期宿泊事業	59
(5) 宅老所設置事業	55	(2) 生きがい活動支援通所事業	59
2 生涯学習・生涯スポーツ	56	6 在宅要介護者への支援の推進	60
(1) 公民館講座	56	(1) 老人短期保護事業	60
(2) チャレンジクラブ802	56	(2) 福祉用具貸与事業	60
3 地域福祉の関連団体	56	(3) 移送サービス「福祉有償運送」	60
(1) 社会福祉協議会	56	(4) 車いす搭載軽自動車(きぼう号)の貸し出し	61
(2) ボランティア団体	57	7 施設利用の状況	62
4 ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援	57	(1) 養護老人ホーム	62
(1) 軽度生活援助事業	57	(2) 福祉センター	62
(2) 独居老人等緊急通報装置貸与事業	57		

## 第4章 基本構想

1 基本目標	63	(1) 人口推計	66
2 基本方針	64	(2) 高齢化率	67
3 計画の枠組み	66	(3) 要介護認定者数の推計	68

## 第5章 介護保険サービスの見込み

### 5-1 介護保険事業の充実 / 69

1 居宅サービスの見込み量	69	(1) 小規模多機能型居宅介護	73
(1) 訪問介護	69	(2) 認知症対応型共同生活介護	74
(2) 訪問入浴介護	69	(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74
(3) 訪問看護	69	(4) その他の地域密着型サービス	74
(4) 訪問リハビリテーション	70	4 施設サービス	75
(5) 居宅療養管理指導	70	(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	75
(6) 通所介護	70	(2) 介護老人保健施設	75
(7) 通所リハビリテーション	71	(3) 介護療養型医療施設	75
(8) 短期入所生活介護	71	5 介護保険事業費の見込み	76
(9) 短期入所療養介護	71	6 第1号被保険者の保険料の推計	78
(10) 福祉用具貸与	72	(1) 第1号被保険者の負担割合	78
(11) 特定福祉用具購入費	72	(2) 第1号被保険者の保険料の推計	78
(12) 住宅改修費	72	7 介護保険料基準額の設定	80
(13) 特定施設入居者生活介護	73		
2 居宅介護支援・介護予防支援	73		
3 地域密着型サービス	73		

### 5-2 介護予防と生活支援の充実 / 81

1 介護予防事業（平成28年度まで）	81	(3) 一般介護予防事業	87
(1) 二次予防事業	81	3 高齢者福祉（その他の生活支援）	88
(2) 介護予防教室等	81	(1) ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進	88
(3) 一次予防事業	82	(2) 在宅配食サービス	89
2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度から）	84	(3) 生活管理指導短期宿泊事業	89
(1) 総合事業の内容	84	(4) 在宅要介護者への支援の推進	90
(2) 介護予防・生活支援サービス事業	85		

### 5-3 地域包括ケアシステムの構築 / 91

1 包括的支援事業	92	(3) 「認知症地域支援推進員」の設置	95
(1) 介護予防ケアマネジメント事業	92	(4) 認知症にふさわしい介護サービスの利用	95
(2) 地域ケア会議の活用	93	(5) 認知症家族交流事業（オレンジサークル）	95
(3) 総合相談支援	93	(6) 認知症サポーターの養成	96
(4) 権利擁護業務	93	4 生活支援サービスの体制整備	96
2 在宅医療・介護連携の推進	93	5 家族介護支援	97
3 認知症施策の推進	94	(1) 家族介護者交流事業	97
(1) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及	94	(2) わたきり老人等介護用品支給事業	97
(2) 認知症初期集中支援チームの設置	95		

#### 5-4 生きがい・社会参加の推進 / 98

1 シルバー人材センターの充実	98	(4) 宅老所設置事業	98
2 高齢者同士の交流機会の提供と参加促進	98	3 生涯学習・生涯スポーツの推進	99
(1) 老人クラブ	98	(1) 公民館講座	99
(2) ふれあいいきいきサロン事業	98	(2) チャレンジクラブ802	99
(3) 独居老人のつどい事業	98	4 交通手段の確保	99

#### 5-5 安心のまちづくりの推進 / 100

1 住環境の整備	100	(2) 公共施設のバリアフリーの推進	100
(1) 町営住宅のバリアフリー推進	100	(3) 民間施設のバリアフリーの促進	101
(2) 養護老人ホームの適正利用の推進	100	3 防災・防犯対策の推進	101
2 道路や公共施設等のバリアフリー化の促進	100	(1) 防災体制の強化	101
(1) 道路のバリアフリーの推進	100	(2) 防犯対策の推進	101

#### 5-6 相談・提供体制の充実 / 102

1 情報提供の充実	102	(1) 相談支援体制のネットワークづくり	102
(1) 紙媒体やCCネットを使った情報提供の充実	102	(2) 八百津町見守りネットワーク事業の推進	103
(2) 「ロコミ」での情報提供の推進	102	(3) 町地域包括支援センターでの権利擁護事業の推進	103
2 相談体制の充実	102	(4) 日常生活自立支援事業の利用促進	103

### 資料

1 八百津町保健福祉推進協議会	105	(2) 八百津町保健福祉推進協議会委員名簿	106
(1) 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱	105	2 計画の策定経過	107

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 国の動向

わが国では、高齢者の増加や平均寿命の延びに伴い、ねたきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者が増加しています。また、家族形態の変化、介護者の高齢化、介護意識の変化などにより、家庭の介護力が低下してきており、介護問題を深刻化させています。

国では、平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」いわゆるゴールドプランをまとめ、これを推進するため各都道府県ならびに市町村に「老人保健福祉計画」の作成を義務づけました。

平成9年には「介護保険法」が公布され、社会全体で介護を支える新しい仕組みとして、平成12年度から介護保険制度が導入されました。この法律において保険者は市町村と定められ、市町村は保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を定めることが義務づけられました。

介護保険法施行5年後の平成17年6月、「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、予防重視型システムへの転換と要介護状態区分の変更、施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設など、大幅な制度改正が行われました。

平成18年6月の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」は平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更され、従来の老人保健計画は、医療保険者が策定する特定健康診査等実施計画になりました。このため、これまでの老人保健福祉計画から老人保健計画が抜けて、老人福祉計画のみとなりました。

平成23年6月、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることを主眼とするものです。

平成26年には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」といいます）により、医療法

その他の関係法律の改正による効率的で質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築および介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の改革が行われました。主な内容は次のとおりです。

図表 1-1 介護保険制度の改革内容

	充 実	効率化・重点化
サービス提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し</li> <li>○ 在宅医療・介護の連携推進</li> <li>○ 認知症施策の推進</li> <li>○ 地域ケア会議の充実</li> <li>○ 生活支援・介護予防の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護サービスの効率化・重点化</li> <li>○ 介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行</li> <li>○ 特別養護老人ホームの中重度者への重点化（新規入所者を原則要介護3以上に限定）</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料の負担の増大の抑制</li> <li>○ 低所得者の一号保険料の軽減強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得や資産のある人の利用者負担の見直し</li> <li>○ 一定以上所得者の利用者負担の見直し</li> <li>○ 補足給付の見直し（資産等の勘案）</li> </ul>
その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定</li> <li>○ サービス付高齢者向け住宅の住所地特例の適用</li> <li>○ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行等</li> </ul>		

## (2) 本町の取組

本町は、平成5年度に老人保健法および老人福祉法に基づく「八百津町老人保健福祉計画」を策定しました。平成11年度には、介護保険法、老人保健法および老人福祉法に基づく「やおつ高齢者いきいきプラン（第1期計画）」を策定し、その後3年ごとに計画を見直し、介護保険サービス基盤の整備、介護予防の推進、高齢者一般施策などを推進してきました。

第4期計画期間においては、八百津地区内に老人保健施設、グループホームの整備に取り組みました。また、通所介護、通所リハビリテーションなどの整備も進み、サービスの利用が大幅に進んできています。このため、事業費も大幅に増加しました。

第5期計画期間においては、久田見地区内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームと、小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みました。また、通所介護事業所も2ヶ所新設され被保険者のサービス利用の選択肢に幅ができました。

この度、第5期計画が平成26年度に目標年度を迎えることから、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等への対応を念頭において、第6期計画を策定しました。

## 2 計画の性格

この計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画および老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定したものです。

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しています。

制度改正を踏まえて見直された基本指針において、計画に盛り込む主な内容として次の事項があげられています。

図表 1-2 第6期計画の主な内容

○市町村介護保険事業計画の基本理念等
○平成37年度（2025年度）の推計および第6期の目標
○介護給付等対象サービスの現状等
○計画の達成状況の点検・評価
●日常生活圏域の設定
●各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定 認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
●各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
●各年度の地域支援事業の見込量
○地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携
○各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策
○各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策
○介護サービス情報の公表に関する事項
○介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

●は必須記載事項（基本的記載事項）

## 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。第6期計画は、平成37年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していくものであり、平成37年までの中長期的な視野に立ち、平成32年度、平成37年度の見込み等についても記載しています。

図表 1-3 計画の期間

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	・	・	37
第3期計画	平成26年度までの目標設定																	
第4期計画																		
第5期計画																		
第6期計画										平成37年までの見通し								
第7期計画										高齢化が一段と進む平成37(2025)年に向けて 地域包括ケアの構築を見据えた取組								
・																		
第9期計画																		

## 4 計画の策定体制

### (1) 八百津町保健福祉推進協議会

本計画は、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、住民代表および学識経験者らで構成される「八百津町保健福祉推進協議会」により協議・検討を行い、第6期計画を策定しました。

### (2) 検討チーム

本計画は、健康福祉課介護保険係が中心となり、福祉係、健康増進係、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター等、実務者レベルによる検討チームを設置し、随時協議を重ねるとともに、庁内関係各課との協議・調整を図りながら策定しました。

### (3) 県および中濃圏域での調整

介護保険サービスの基盤整備やサービス見込み量などについては、県担当課、中濃圏域の各市町村などとの意見交換、調整を重ね、広域的視点に配慮しながら策定しました。

## 5 日常生活圏域ニーズ調査

第6期計画の基礎資料を得るため、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。この調査は、要介護認定を受けていない65歳以上の人（以下「一般高齢者」といいます）および要介護・要支援の認定を受けている人を対象に、健康状態や日常生活の状況、高齢者福祉・介護保険に対する意見等をうかがったものです。

図表1-4 調査方法

区 分	一般高齢者	認定者
調査対象者	要介護・要支援と認定されていない65歳以上の人	居宅で生活している要介護・要支援認定者
抽出方法	無作為抽出	全数
調査票の配布・回収	郵送配布・回収	郵送配布 介護支援専門員による回収
配布数	1,000	470
有効回答数	735 (73.5%)	348 (74.0%)
調査基準日	平成26年2月1日	
調査期間	平成26年1月17日～2月24日	

(注) 一般高齢者のうち10人は介護度が記入されていたため認定者として集計しました。

## 6 他計画との整合性

本計画は、「八百津町総合計画」を上位計画とし、「八百津町地域福祉計画」「八百津町健康増進計画」「八百津町障害者計画・障害福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定しました。



## 第2章 高齢者などの現状

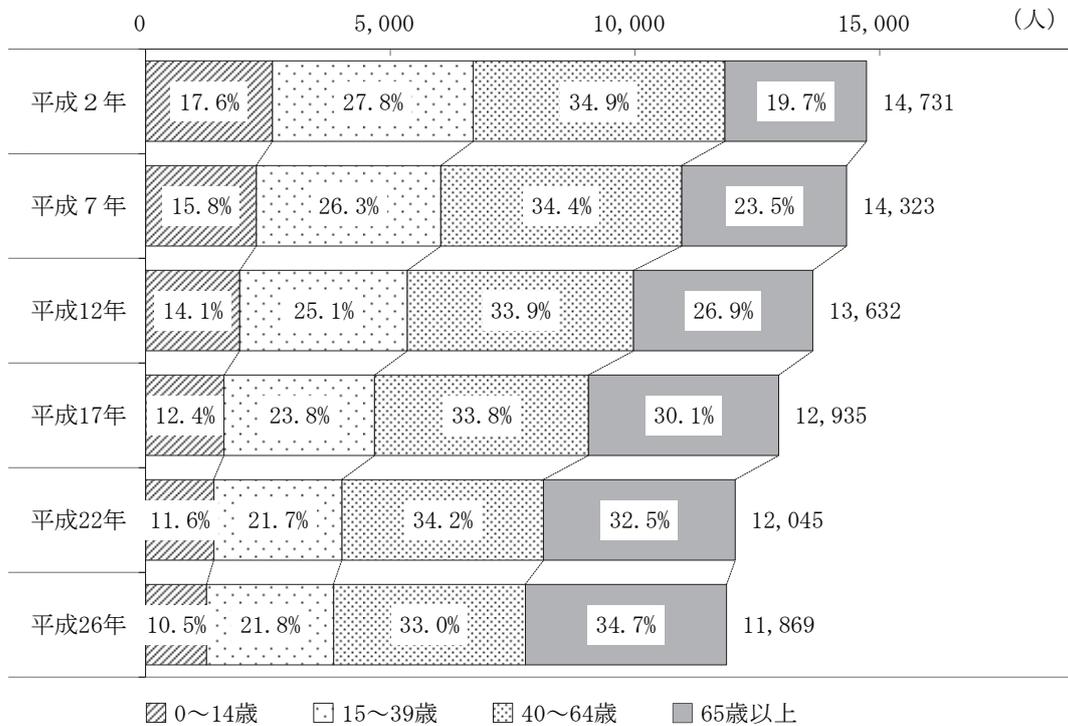
### 1 人口構造

#### (1) 人口の推移

平成26年4月1日の八百津町の総人口は11,869人です。国勢調査による総人口の推移をみると、5年ごとに200～900人減少しています。

年齢別の構成比率をみると、0～14歳人口および15～39歳人口が低下し、65歳以上人口の割合が大きく上昇を示しています。40～64歳人口は33～34%台でほぼ一定の割合で推移しています。

図表2-1 人口の推移



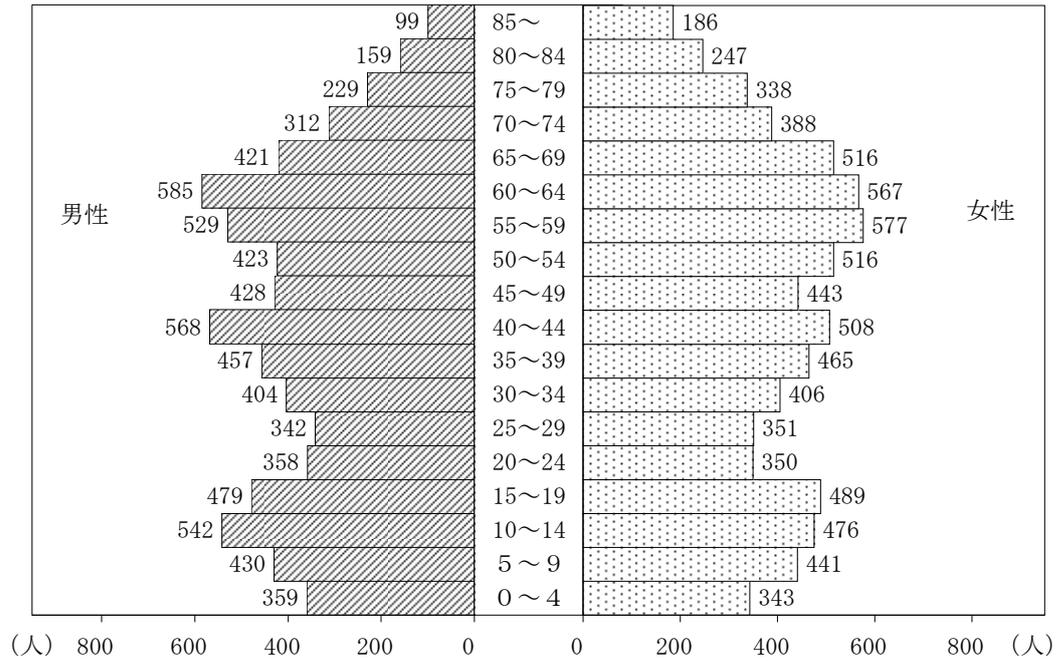
資料：平成2年～平成22年は「国勢調査」、平成26年は4月1日現在の住民基本台帳人口

## (2) 人口ピラミッド

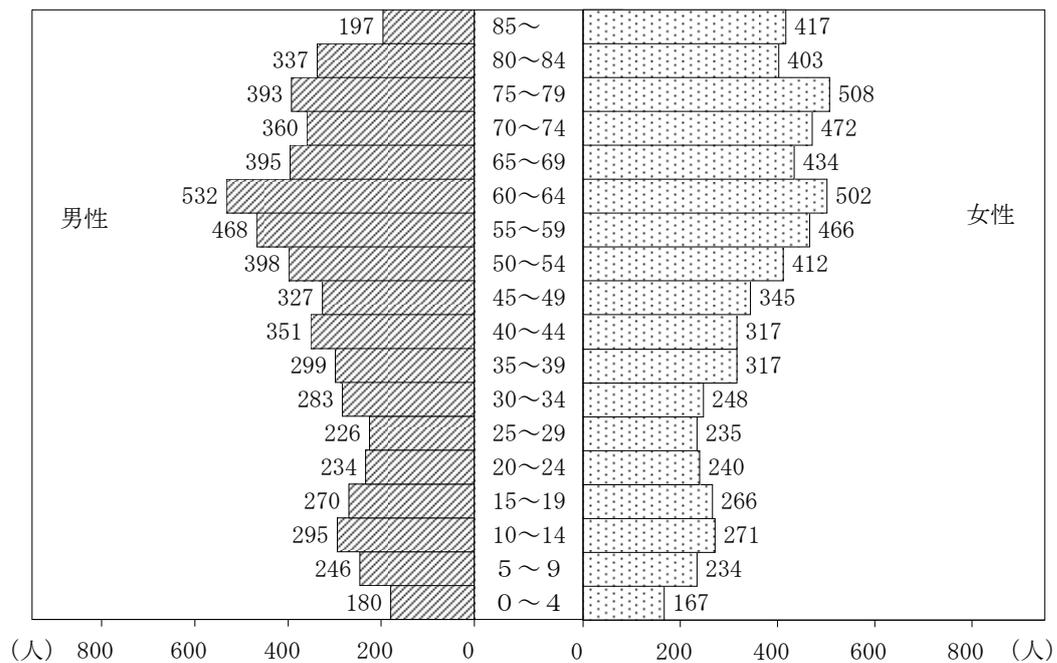
平成22年の本町の人口ピラミッドをみると、団塊世代（昭和22～24年生まれ）が含まれる60～64歳人口が多くなっています。平成2年と比べると、下部がすぼまり上部全体が膨らんでいます。

図表2-2 人口ピラミッド

平成2年



平成22年

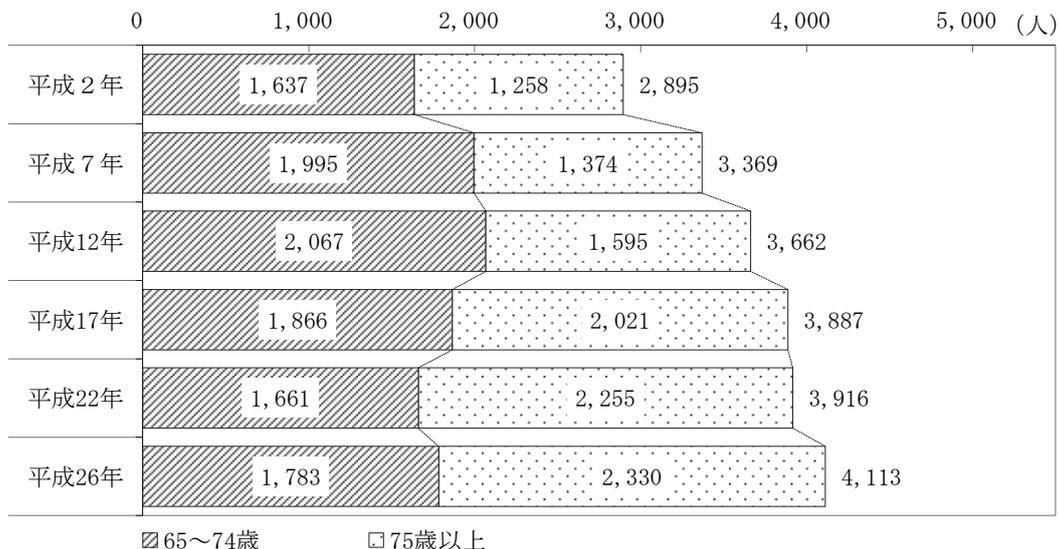


資料：「国勢調査」

### (3) 高齢者人口の推移

高齢者人口（65歳以上人口）は、平成2年から平成24年の20年間に1,218人、42.1%増加しています。また、65～74歳の前期高齢者に比べ、75歳以上の後期高齢者の増加が著しく、平成17年以降は前期高齢者数を上回っており、長寿化の傾向を読みとることができます。

図表2-3 高齢者人口の推移

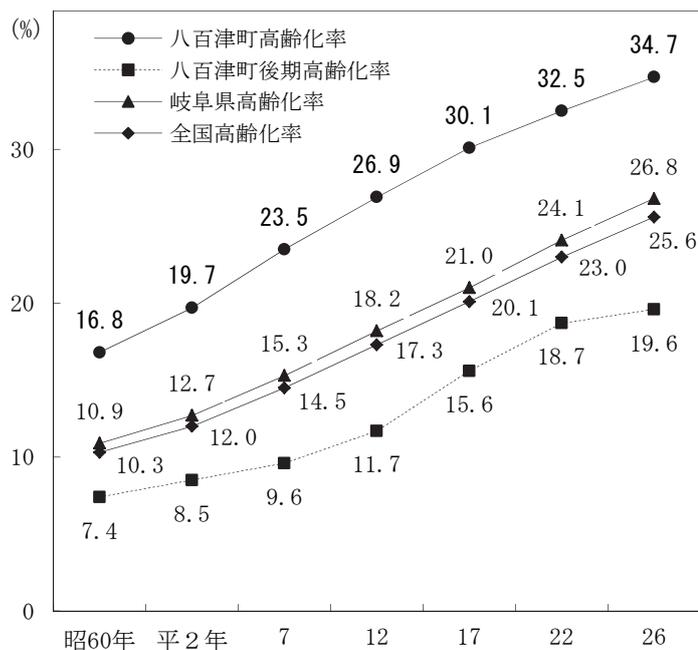


資料：平成2年～平成22年は「国勢調査」、平成26年は4月1日現在の住民基本台帳人口

### (4) 高齢化率

当町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は全国および岐阜県を大きく上回って推移しています。後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は、平成26年4月1日現在19.6%となっています。

図表2-4 高齢化率の推移



資料：昭和60年～平成22年は「国勢調査」、平成26年は4月1日現在

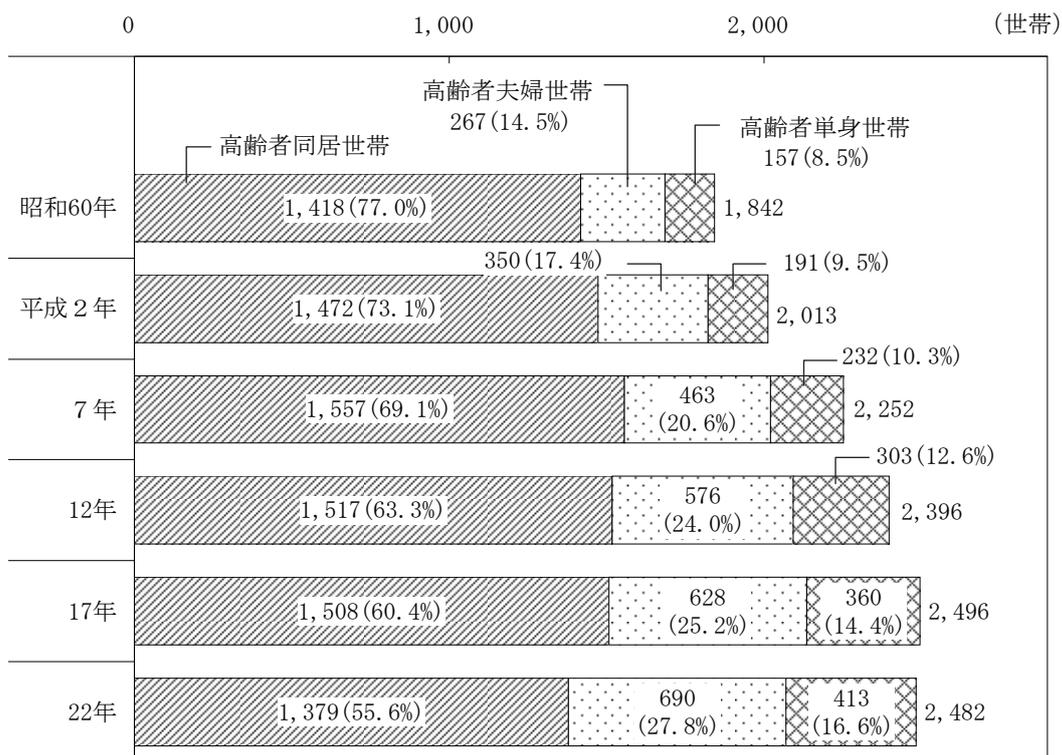
## 2 高齢者のいる世帯の状況

### (1) 高齢者のいる世帯の推移

平成22年の国勢調査によると、本町の高齢者のいる世帯は2,482世帯となっています。平成17年から、わずか14世帯ですが減少に転じています。

このうち、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合が大幅に増加し、同居世帯の割合が低下しています。

図表 2-5 高齢者のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」

### (2) 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別にみると、413人のうち女性が304人(73.6%)を占めています。年齢別では、65～74歳の前期高齢者が144人(34.9%)、75歳以上の後期高齢者が269人(65.1%)となっています。

図表 2-6 高齢者単身世帯

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	16	21	23	32	17	109
女性	44	63	67	69	61	304
計	60	84	90	101	78	413

資料：「国勢調査」平成22年

### (3) 高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、夫婦ともに75歳未満の世帯が323世帯(46.8%)、夫婦ともに75歳以上の世帯は221世帯(32.0%)となっています。

図表 2-7 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

		妻						計
		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65歳未満	-	4	0	0	0	0	4
	65～69歳	110	49	3	2	0	0	164
	70～74歳	14	94	49	7	0	0	164
	75～79歳	1	20	95	49	3	0	168
	80～84歳	0	1	19	77	32	2	131
	85歳以上	0	-	1	12	32	14	59
	計	125	172	167	147	67	16	690

資料：「国勢調査」平成22年

### 3 住宅の状況

#### (1) 住宅の所有関係

図表 2-8 は住宅の所有関係をみたものです。本町の高齢者のいる世帯の持ち家率は、97.2%と非常に高くなっています。また、全国および岐阜県を大きく上回っています（図表 2-9）。

図表 2-8 住宅の所有関係

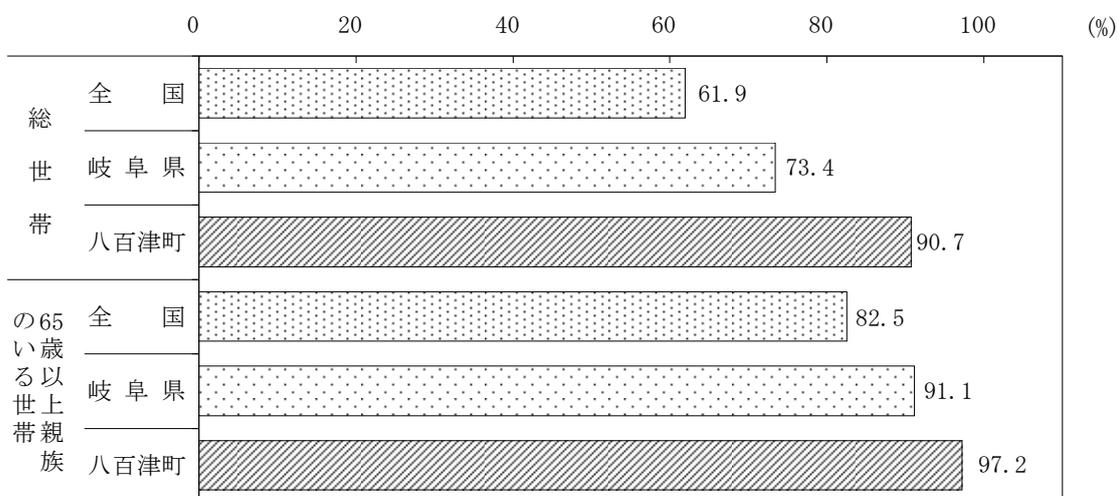
単位：世帯、（%）

区 分	持ち家	公営・都市 再生機構・ 公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	その他	計
総世帯	3,614 (90.7)	188 (4.7)	141 (3.5)	33 (0.8)	8 (0.2)	5	3,989
65歳以上親族 のいる世帯	2,411 (97.2)	56 (2.3)	8 (0.3)	6 (0.2)	-	1	2,482

(注) ( ) 内は「その他」を除く構成比

資料：「国勢調査」平成22年

図表 2-9 持ち家率の全国・県との比較



資料：「国勢調査」平成22年

## (2) 平均世帯人員

平均世帯人員を全国および岐阜県と比較すると、本町は総世帯では、全国、岐阜県より多く、高齢者のいる世帯では、岐阜県とほぼ同じ人数となっています。世帯規模は、全国および岐阜県と同様に年々縮小していく傾向にあります。

先述の同居世帯の減少からもわかるように、今後もこの傾向は続くことが予測され、家庭の介護力は低下していきます。

図表 2-10 平均世帯人員

単位：人

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
全 国	総世帯	2.99	2.82	2.67	2.55	2.42
	うち高齢者のいる世帯	3.48	3.20	2.91	2.69	2.51
岐 阜 県	総世帯	3.40	3.23	3.07	2.92	2.78
	うち高齢者のいる世帯	4.09	3.82	3.51	3.22	2.97
八 百 津 町	総世帯	3.72	3.54	3.35	3.15	2.96
	うち高齢者のいる世帯	4.04	3.78	3.49	3.24	2.98

資料：「国勢調査」

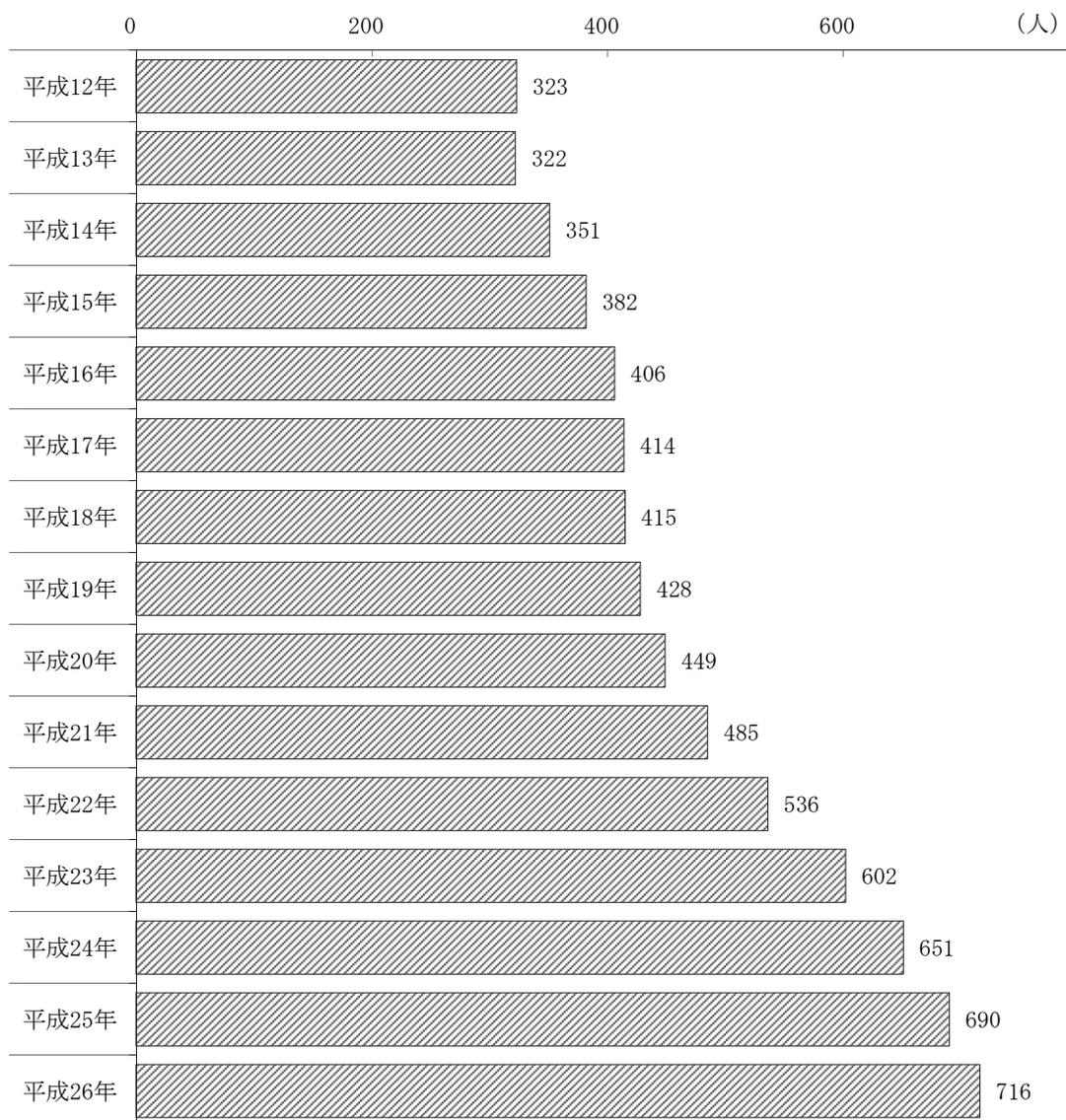
## 4 要介護者の状況

### (1) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成16年に400人を超えてからはわずかの伸びにとどまっていますが、平成20年以降伸びが大きくなっています（図表2-11）。

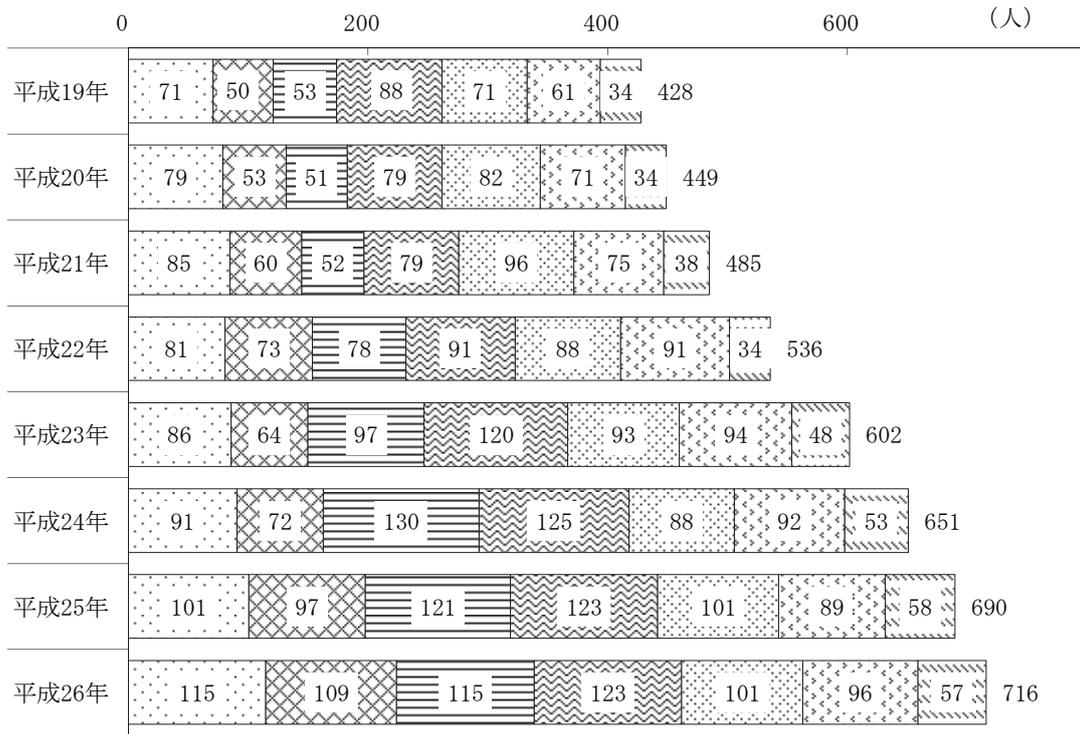
要介護度別では、平成26年は要介護2が123人で最も多くなっています。また、平成19年以降では、要支援2および要介護1が約60人の大幅な増加となっています（図表2-12）。

図表2-11 要介護認定者数の推移



(注) 各年10月、平成26年は4月現在

図表 2-12 要介護認定者数の推移（介護度別）



□ 要支援1    ▨ 要支援2    ▤ 要介護1    ▧ 要介護2    ▩ 要介護3    ▪ 要介護4    ▫ 要介護5

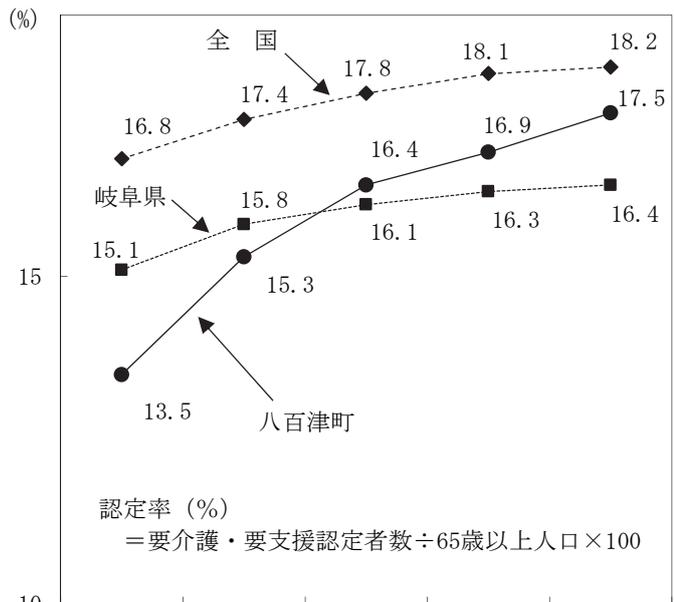
(注) 各年10月、平成26年は4月現在

(2) 認定率の推移

本町の認定率は、平成26年4月現在17.5%となっています。平成23年までは、全国および岐阜県を下回っていましたが、急激に上昇し、平成24年以降は岐阜県より高くなっています。

要因としては、後期高齢者の増加、サービス利用についての意識の変化、家族形態の変化等が考えられます。

図表 2-13 認定率の推移



平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年  
 (注) 全国・県は各年4月、八百津町は各年10月、26年は4月

### (3) 年齢別要介護認定者

平成26年4月現在の要介護認定者を年齢別・要介護度別にみると、65歳以上の第1号被保険者が702人で、うち640人は75歳以上の後期高齢者です。40～64歳の第2号被保険者は14人となっています（図表2-14）。

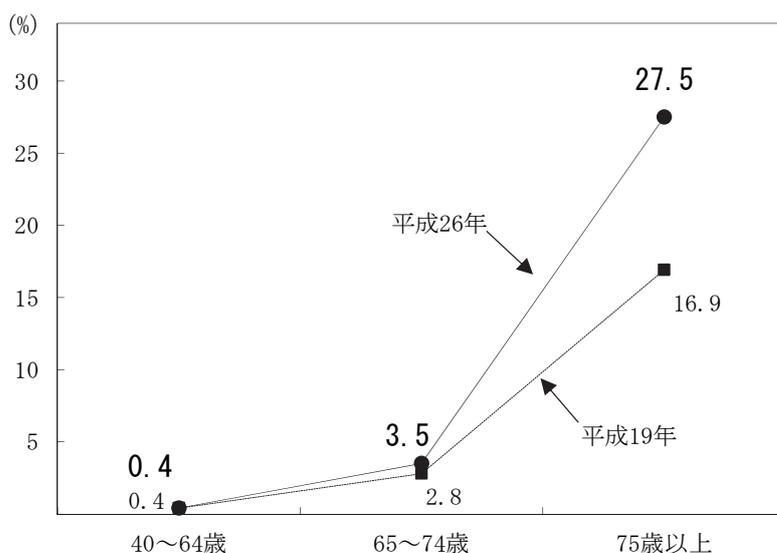
年齢階層別に認定率（年齢別人口に対する年齢別要介護認定者の割合）をみると、75歳以上で急激に高くなっています。平成26年の認定率は、平成19年に比べると、75歳以上で上昇しています（図表2-15）。

図表2-14 年齢別要介護認定者数（平成26年4月）

単位：人

区分		40～64歳	65歳以上		計	
			65～74歳	75歳以上		
要支援	1	0	115	10	105	115
	2	1	108	16	92	109
要介護	1	5	110	6	104	115
	2	6	117	14	103	123
	3	1	100	5	95	101
	4	0	96	9	87	96
	5	1	56	2	54	57
計		14	702	62	640	716

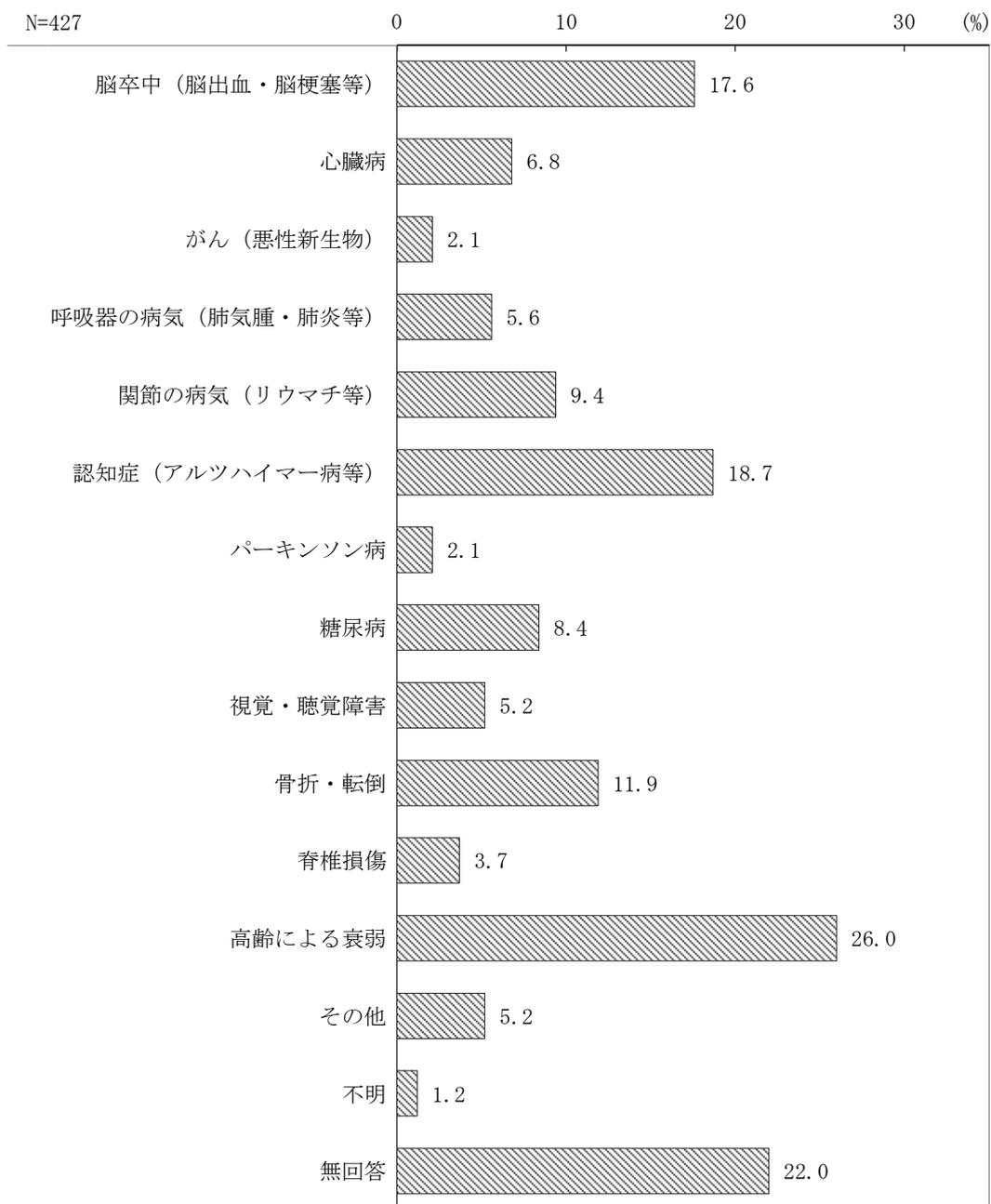
図表2-15 年齢別認定率（平成19年・平成26年）



#### (4) 介護・介助が必要になった主な原因

アンケートで「何らかの介護・介助が必要」と答えた人に、介護・介助が必要になった主な原因をたずねたところ、「高齢による衰弱」が26.0%と最も高くなっています。「認知症（アルツハイマー病等）」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「骨折・転倒」も10%以上の比較的高い率です。

図表 2-16 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

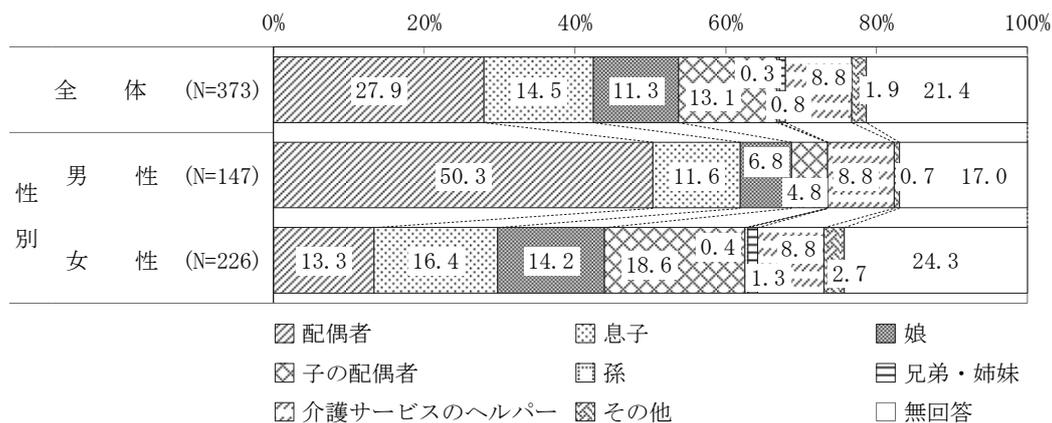


## 5 介護者の状況

### (1) 主な介護者

主な介護者は、男性は「配偶者（妻）」が50.3%と高くなっています。女性は「子の配偶者」「息子」「娘」が14~18%台となっており、合計した子ども世代が50%近くを占めています。

図表 2-17 主な介護者

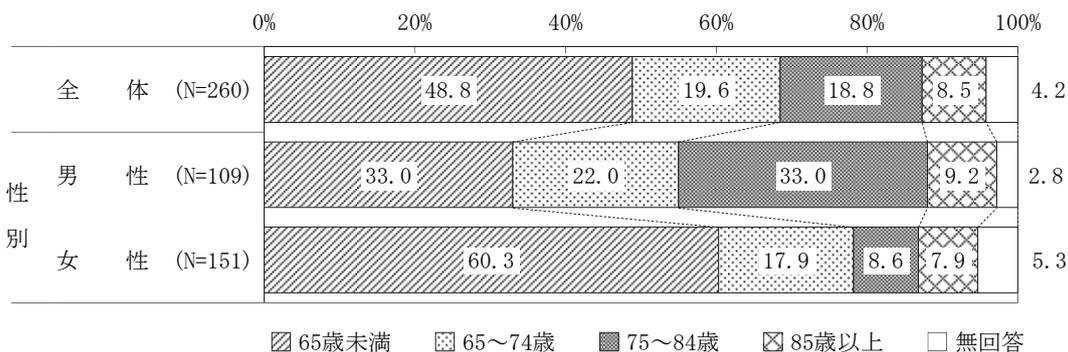


### (2) 主な介護者の年齢

ヘルパー以外の主な介護者の年齢は、「65歳未満」が48.8%、前期高齢者が19.6%、後期高齢者が27.3%となっています。

性別にみると、女性は「65歳未満」が60%以上を占めていますが、男性は「65歳未満」「75~84歳」がともに33.0%となっています。

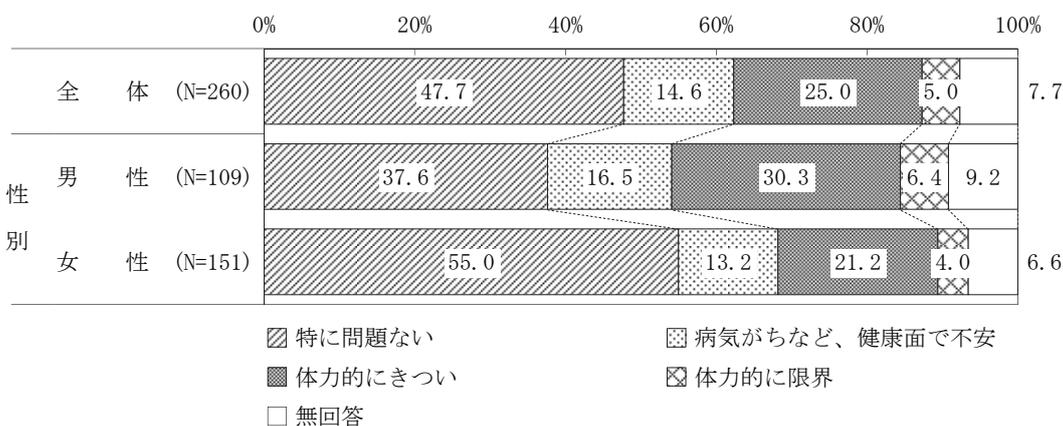
図表 2-18 主な介護者の年齢



### (3) 主な介護者の体力状態

ヘルパー以外の主な介護・介助者の体力面は、「特に問題ない」は47.7%、「病気がちなど、健康面で不安」「体力的にきつい」「体力的に限界」を合計した<体力的に問題がある>人は44.6%となっています。

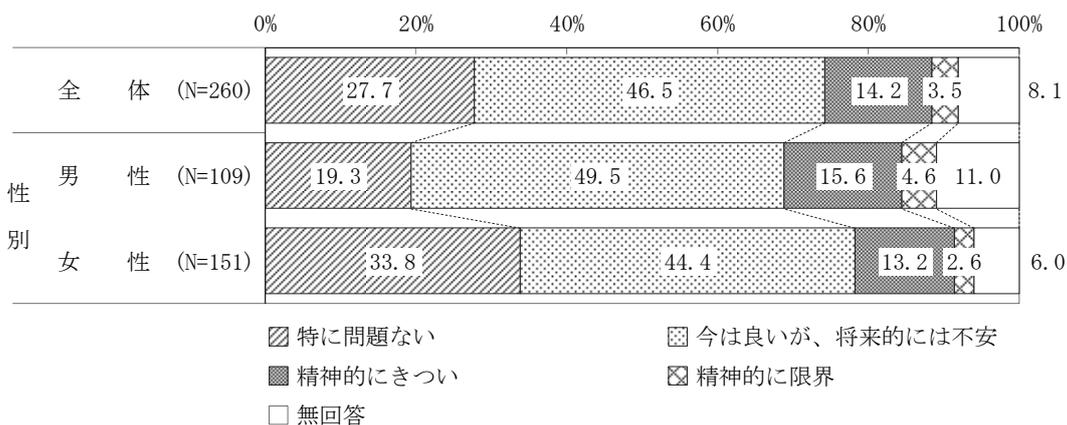
図表 2-19 主な介護者の体力状態



### (4) 主な介護者の精神状態

ヘルパー以外の主な介護・介助者の精神状態は、「今は良いが、将来的には不安」が46.5%を占めています。「精神的にきつい」「精神的に限界」を合計した<精神状態に問題がある>人は17.4%です。「特に問題ない」は27.7%です。

図表 2-20 主な介護者の精神状態





## 第3章 介護保険・高齢者福祉サービスの現状

### 3-1 介護保険サービス

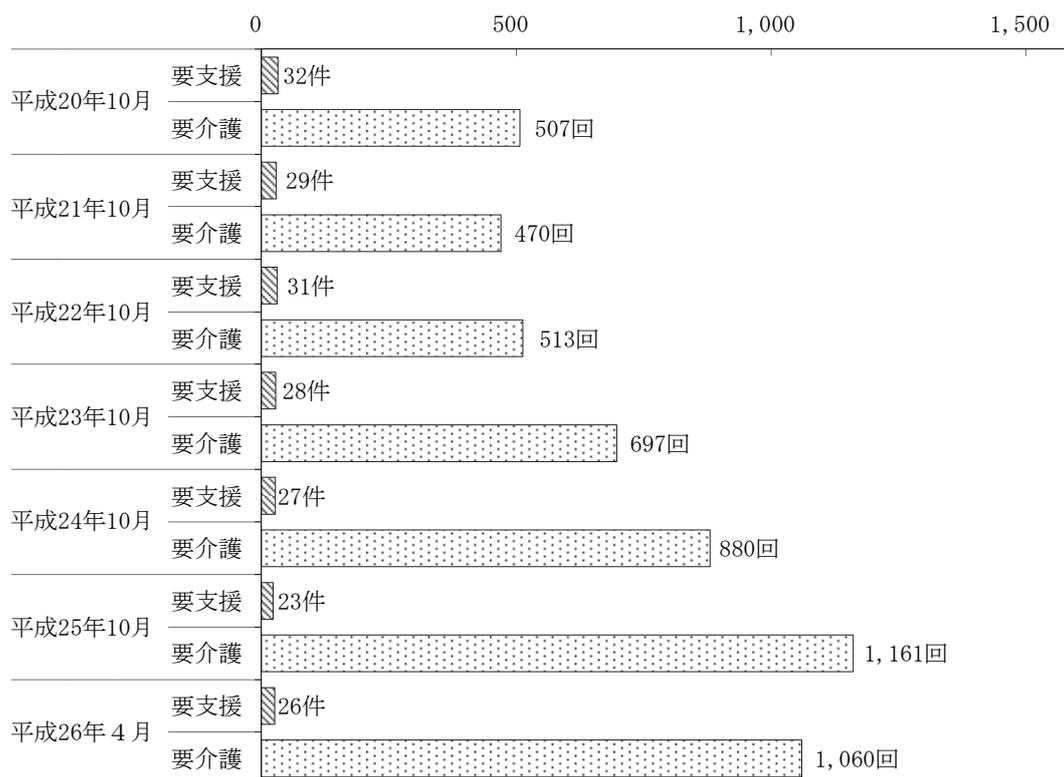
#### 1 居宅サービス

##### (1) 訪問介護

要支援者の利用件数は20件台から30件台前半で推移しています。要介護者の延べ利用回数は平成22年までは500回前後で推移していましたが、その後は増加傾向にあり、平成26年は1,060回となっています（図表3-1）。

平成26年4月の要介護度別の利用件数をみると、要支援～要介護2の利用件数が多く、それぞれ20件以上となっています（図表3-2）。

図表3-1 訪問介護の利用状況（要支援＝利用件数、要介護＝延べ利用回数）



図表 3-2 訪問介護の給付実績

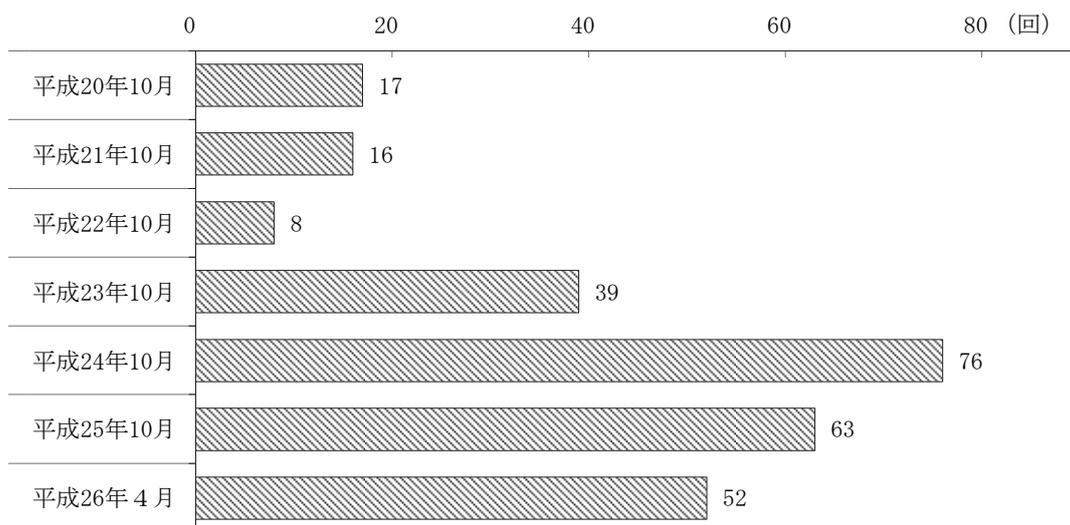
区 分		平成20 年10月	平成21 年10月	平成22 年10月	平成23 年10月	平成24 年10月	平成25 年10月	平成26 年 4 月
利用件数 (件)		76	75	76	84	83	90	100
要支援		32	29	31	28	27	23	26
要介護 1 (件)		9	7	14	18	18	20	21
要介護 2 (件)		13	16	17	14	14	19	23
要介護 3 (件)		14	15	6	12	13	12	10
要介護 4 (件)		5	6	5	8	7	9	12
要介護 5 (件)		3	2	3	4	4	7	8
延べ利用回数 (回)	要介護	507	470	513	697	880	1,161	1,060
1 件当たり利用回 数 (回/件)	要介護	11.5	10.2	11.4	12.4	15.7	17.3	14.3
単 位 数 (単位)	要支援					62,158	47,876	58,039
	要介護					297,508	503,748	575,700
	計	304,319	270,573	257,988	350,519	359,666	551,624	633,739

## (2) 訪問入浴介護

延べ利用回数は、平成23年と平成24年に大幅に増加しましたが、その後は減少に転じています（図表3-3）。

利用件数は9～15件で推移しています。平成26年4月の利用件数は10件で、うち8件を要介護4・5の重度者が占めています。1件当たりの利用回数は5.2回です（図表3-4）。

図表3-3 訪問入浴介護の利用状況（延べ利用回数）



図表3-4 訪問入浴介護の給付実績

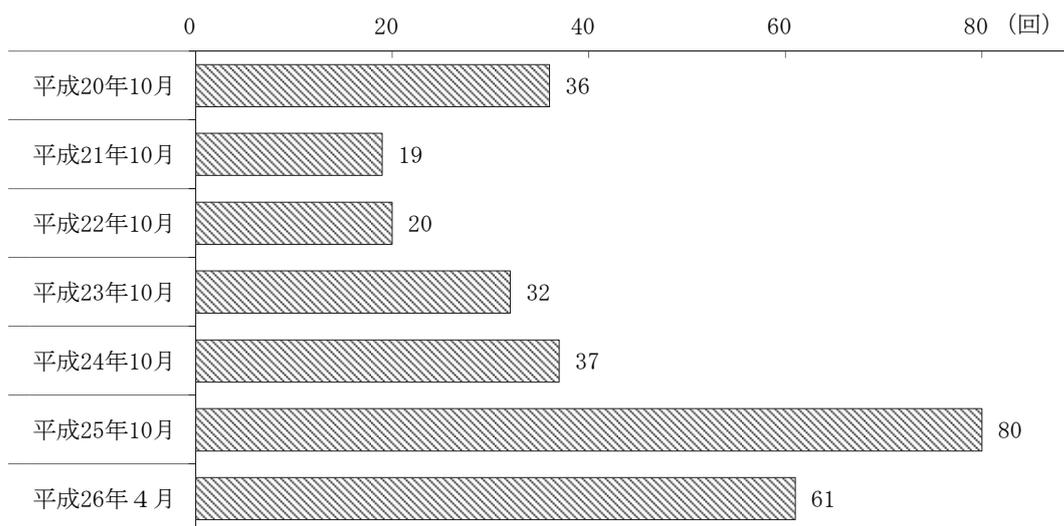
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	11	9	15	10
要支援	1	0	0	0
要介護1	0	1	1	0
要介護2	1	4	3	2
要介護3	2	2	7	0
要介護4	5	2	4	6
要介護5	2	0	0	2
延べ利用回数 (回)	39	76	63	52
1件当たり利用回数 (回/件)	3.5	8.4	4.2	5.2
単位数 (単位)	62,166	48,356	93,205	53,446

### (3) 訪問看護

延べ利用回数は19回から80回と年ごとにばらつきがありますが、全体としては増加傾向にあります（図表3-5）。

平成26年4月の利用件数は20件、1件当たりの利用回数は3.4回となっています（図表3-56）。

図表3-5 訪問看護の利用状況（延べ利用回数）



図表3-6 訪問看護の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	6	8	12	20
要支援	0	0	1	2
要介護1	0	2	3	4
要介護2	0	1	1	3
要介護3	0	1	0	4
要介護4	3	2	3	3
要介護5	3	2	4	4
延べ利用回数 (回)	32	37	80	61
1件当たり利用回数 (回/件)	5.3	4.6	6.7	3.4
単位数 (単位)	18,151	25,207	36,202	59,035

#### (4) 訪問リハビリテーション

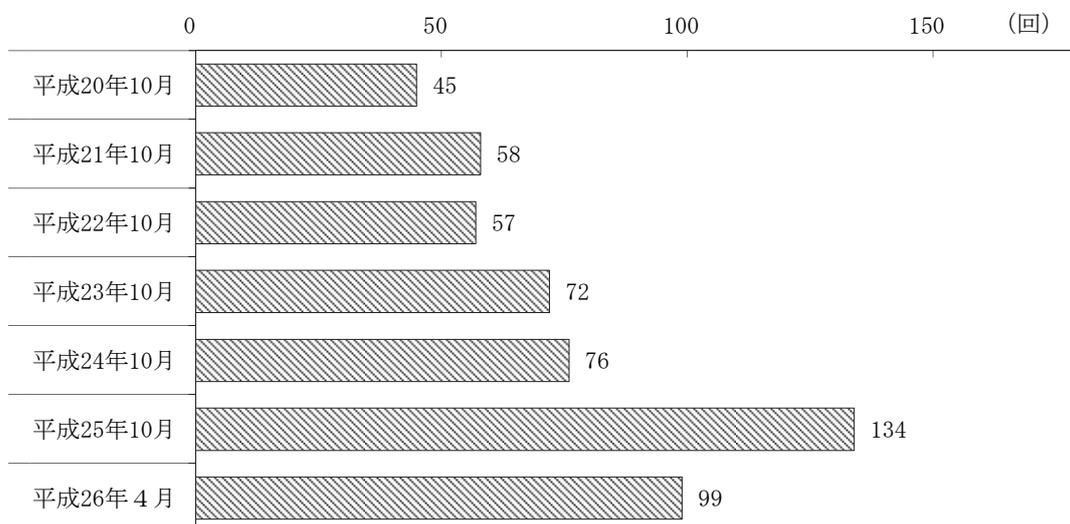
訪問リハビリテーションは、平成20年に2件（要介護3）の利用がありましたが、平成21年以降の利用はありません。

#### (5) 居宅療養管理指導

延べ利用回数は増加傾向にあり、平成26年4月は平成20年の2倍以上の99回となっています（図表3-7）。

平成26年4月の利用件数は51件で、うち要介護4・要介護5の重度者が過半数を占めています。1件当たりの利用回数は2.3回となっています（図表3-8）。

図表3-7 居宅療養管理指導の利用状況（延べ利用回数）



図表3-8 居宅療養管理指導の給付実績

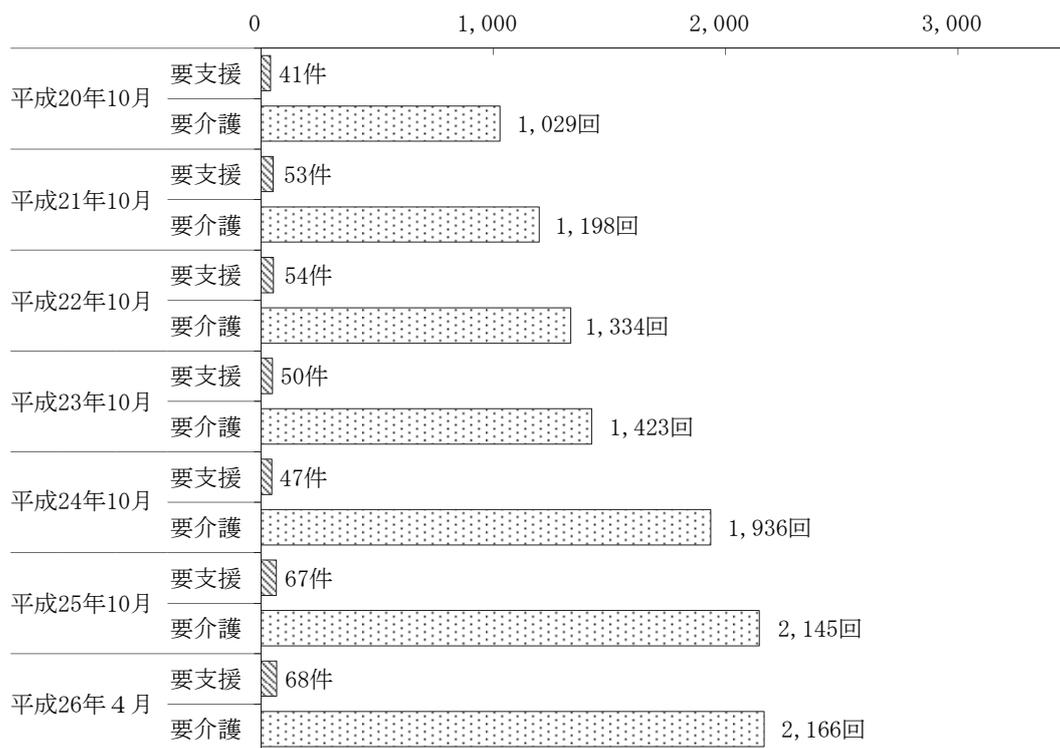
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	31	28	43	51
要支援	3	3	4	7
要介護1	1	4	7	5
要介護2	6	5	6	8
要介護3	6	1	3	5
要介護4	5	6	9	10
要介護5	10	9	14	16
延べ利用回数 (回)	72	76	134	99
1件当たり利用回数 (回/件)	2.3	2.7	3.1	2.3
単位数 (単位)	27,860	23,374	43,462	51,086

## (6) 通所介護

要支援の利用件数は増減を繰り返していますが、全体的には増加しています。要介護の延べ利用回数は増加を続けており、平成25年以降は2,100回を超えています（図表3-9）。

平成26年4月の利用件数をみると、要支援～要介護2がそれぞれ65件以上と多くなっています（図表3-10）。

図表3-9 通所介護の利用状況（要支援＝利用件数、要介護＝延べ利用回数）



図表3-10 通所介護の給付実績

区分	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数(件)	163	184	215	216	235	273	288
要支援	41	53	54	50	47	67	68
要介護1	25	25	48	43	55	70	67
要介護2	43	40	53	54	66	64	69
要介護3	32	43	33	39	38	41	41
要介護4	18	18	19	22	20	21	30
要介護5	4	5	8	8	9	10	13
延べ利用回数(回)	1,029	1,198	1,334	1,423	1,936	2,145	2,166
1件当たり利用回数(回/件)	8.4	9.1	8.3	8.6	10.3	10.4	9.8

図表 3-11 通所介護の給付実績（単位数）

区 分	平成20年 10月	平成21年 10月	平成22年 10月	平成23年 10月	平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 4月
要支援				168,783	170,601	231,430	224,794
要介護				1,355,450	1,605,220	1,828,481	1,819,853
計	1,131,842	1,208,779	1,435,298	1,524,233	1,775,821	2,059,911	2,053,639

主な事業所は図表 3-12のとおりです、町内には5つの事業所があり、「八百津町デイサービスセンター（定員35人）」の利用者（76人）が最多となっています。

図表 3-12 通所介護の事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定 員	本町の利用者
八百津町デイサービスセンター	八百津町錦織	35	76
八百津町東部デイサービスセンター	八百津町久田見	25	58
通所介護八百津宿一笑	八百津町八百津	25	46
ありがとサン八百津	八百津町八百津	10	22
ミニデイサービスあさひ	八百津町伊岐津志	8	15
デイサービスセンターさくらの郷	美濃加茂市	20	8
小山デイサービス 和	美濃加茂市	32	4
デイサービス 本郷ふふ	美濃加茂市	30	1
Kライン・ケアセンター可児	可児市	40	10
通所介護一笑	可児市	30	6
けあらーず可児指定通所介護事業所	可児市	10	3
デイサービスセンター美空の郷	可児市	30	2
ニチイケアセンター川合	可児市	25	2
チェリーヴィラ広見苑デイサービスセンター	可児市	35	1
デイサービスセンターフローレ川合	可児市	15	1
リハビリサロン広見	可児市	10	1
坂祝町デイサービスセンター	坂祝町	30	1
さわやかデイサービスセンター七宗	七宗町	25	2
デイサービスセンターはなたま	御嵩町	20	4
御嵩町デイサービスセンター	御嵩町	30	1
J Aめぐみのデイサービスセンターあんしんみたけ	御嵩町	30	1
その他			20
計			285

(注) 1 平成26年4月利用分

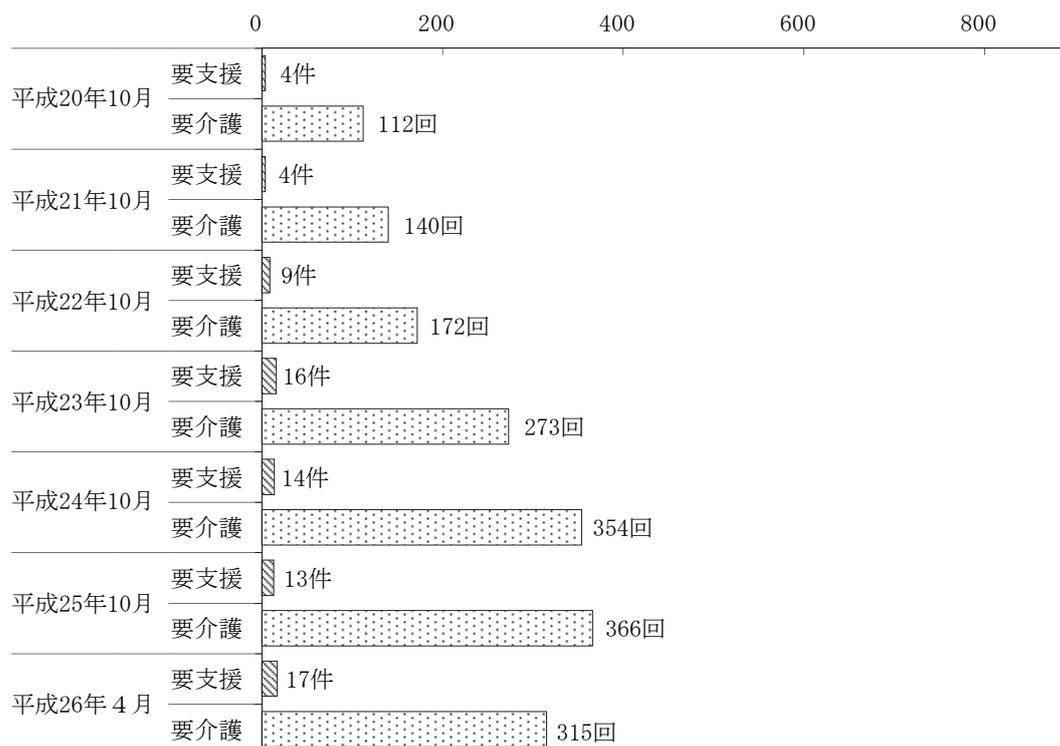
2 平成26年5月1日 スマイル伊岐津志ミニデイサービスが開所し、八百津町内には6事業所あり

## (7) 通所リハビリテーション

要支援の利用件数は増加傾向にあります。要介護の延べ利用回数は増加を続けていましたが、平成26年は前年からやや減少しました（図表3-13）。

平成26年4月の利用件数は57件、うち要支援および要介護2の利用者が多くになっています（図表3-14）。

図表3-13 通所介護の利用状況（要支援＝利用件数、要介護＝延べ利用回数）



図表3-14 通所リハビリテーションの給付実績

区分	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	17	18	26	52	60	53	57
要支援	4	4	9	16	14	13	17
要介護1	1	3	2	14	14	12	9
要介護2	7	4	6	13	16	13	15
要介護3	2	5	5	4	11	10	11
要介護4	2	2	3	4	2	4	5
要介護5	1	0	1	1	3	1	0
延べ利用回数 (回)	112	140	172	273	354	366	315
1件当たり利用回数 (回/件)	8.6	10.0	10.1	7.6	7.7	9.2	7.9

図表 3-15 通所リハビリテーションの給付実績〈単位数〉

区 分	平成20年 10月	平成21年 10月	平成22年 10月	平成23年 10月	平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 4月
要支援				64,367	49,915	52,138	64,911
要介護				314,303	389,415	354,087	316,314
計	144,825	137,061	209,183	378,670	439,330	406,225	381,225

主な事業所は図表 3-16のとおりです。町内事業所としては「だいち」を31人が利用しています。

図表 3-16 通所リハビリテーションの事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定 員	本町の利用者
だいち	八百津町錦織	20	31
さくらデイケアセンター	美濃加茂市	20	11
林クリニック	美濃加茂市	10	8
さわやかリバーサイドビル	美濃加茂市	30	7
花トピア可児	可児市	15	2
桃井病院デイケアセンター	御嵩町	40	1
計			60

(注) 平成26年4月利用分

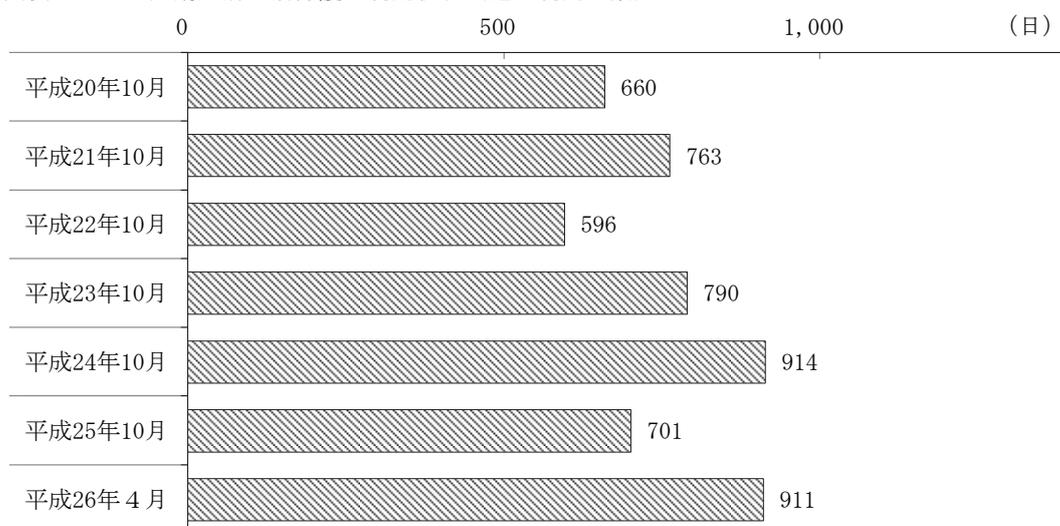
## (8) 短期入所生活介護

延べ利用日数の推移をみると、600～900日台と年ごとにばらつきがありますが、平成26年4月は、平成20年から251日（38.0%）増加しています（図表3-17）。

利用件数は減少傾向にあり、平成26年4月は82件となっています。1件当たりの利用日数は11.1日で、平成23年の8.2日から2.9日増加しています（図表3-18）。

主な事業所は図表3-19のとおりです。町内事業所の「敬和園（定員10人）」を42人が利用しています。

図表3-17 短期入所生活介護の利用状況（延べ利用日数）



図表3-18 短期入所生活介護の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	96	102	86	82
要支援	4	3	8	5
要介護1	17	16	14	7
要介護2	30	33	18	19
要介護3	25	26	19	19
要介護4	14	12	18	22
要介護5	6	12	9	10
延べ利用日数 (日)	790	914	701	911
1件当たり利用日数 (日/件)	8.2	9.0	8.2	11.1
単位数 (単位)	710,190	885,949	765,613	745,669

図表 3-19 短期入所生活介護の事業所別利用状況

単位：人

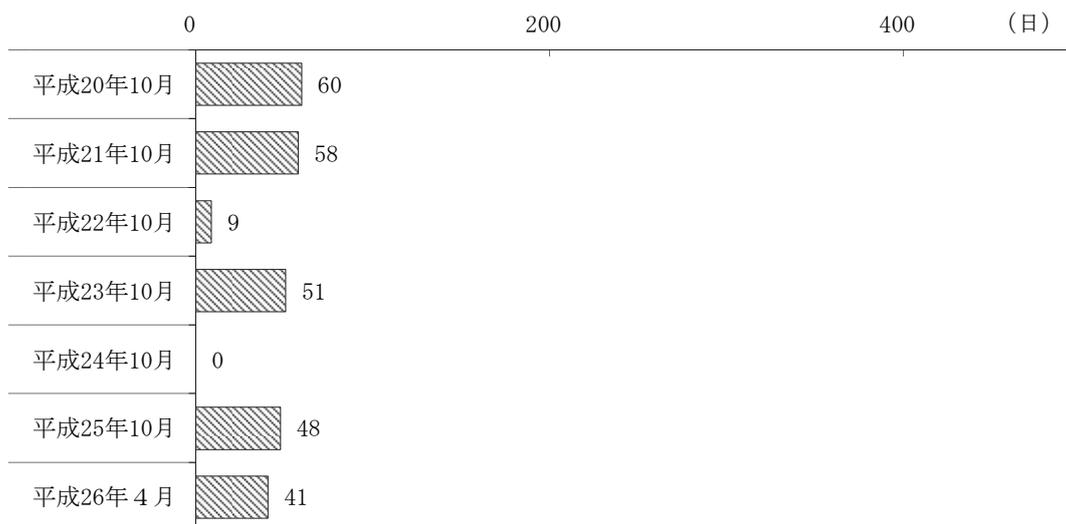
事業所名	所在地	定員	本町の利用者
敬和園	八百津町錦織	10	42
さくらの郷	美濃加茂市	30	11
さわやかナーシングビル	美濃加茂市	26	3
美空の郷	可児市	44	14
フローレ川合	可児市	20	3
桜ヶ丘ショートステイ	可児市	—	1
プルメリアⅢ	御嵩町	40	12
その他			2
計			88

(注) 平成26年4月利用分

(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとで食事や入浴などの介護を行うサービスです。利用はさほど多くなく、短期入所生活介護の1割以下です。平成26年4月の延べ利用日数は41日、利用件数は3件、1件当たりの利用日数は13.7日となっています（図表3-20・図表3-21）。

図表3-20 短期入所療養介護の利用状況（延べ利用日数）



図表3-21 短期入所療養介護の給付実績

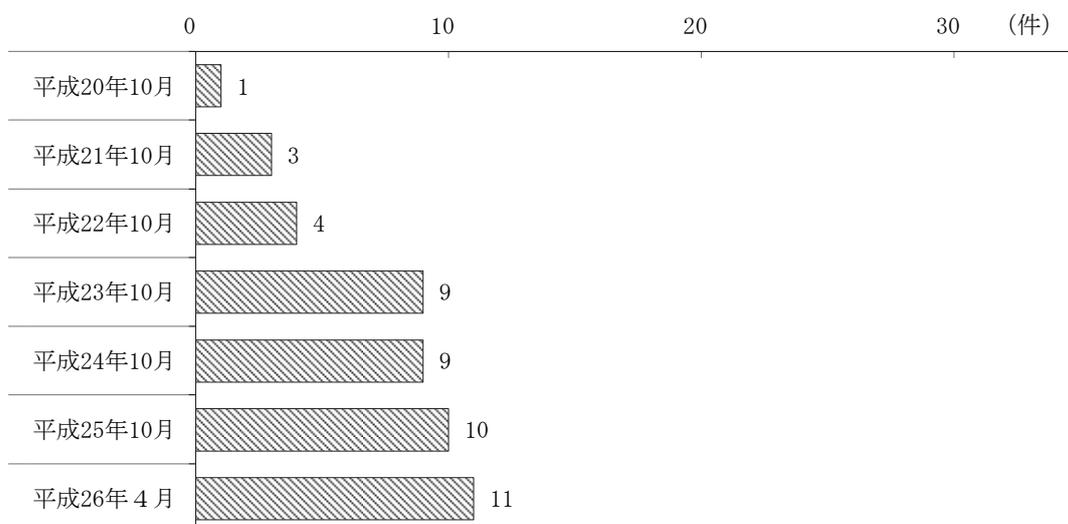
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	7	0	2	3
要支援	1	0	0	0
要介護1	3	0	0	0
要介護2	0	0	0	1
要介護3	2	0	0	1
要介護4	0	0	2	1
要介護5	1	0	0	0
延べ利用日数 (日)	51	0	48	41
1件当たり利用日数 (日/件)	7.3	0	24.0	13.7
単位数 (単位)	67,336	0	37,324	42,230

## (10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に対して、その特定施設内において、ケアプランに基づいた介護、日常生活上または療養上の世話、機能訓練を行うサービスです。利用件数は微増しており、平成26年4月は11件となっています。要介護度別にみると、要支援の利用者が54.5%を占めています(図表3-22・図表3-23)。

主な事業所は図表3-24のとおりです。

図表3-22 特定施設入居者生活介護の利用状況(利用件数)



図表3-23 特定施設入居者生活介護の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数(件)	9	9	10	11
要支援	4	4	4	6
要介護1	0	2	1	2
要介護2	0	0	2	1
要介護3	2	0	0	0
要介護4	2	2	2	2
要介護5	1	1	1	0
延べ利用日数(日)	324	279	271	271
1件当たり利用日数(日/件)	36.0	31.0	27.1	24.6
単位数(単位)	161,946	164,055	183,550	173,430

図表 3-24 特定施設入居者生活介護の事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定員	本町の利用者
特定施設入居者生活介護 あんじゅの杜	関市	30	2
介護付有料老人ホーム 更紗	美濃加茂市	36	2
介護付有料老人ホーム はびね可児	可児市	42	1
介護付有料老人ホーム 坂祝生楽館	坂祝町	80	1
介護付有料老人ホーム 旭ヶ丘生楽館	多治見市	97	1
特定施設入居者生活介護 すずらん	関市	35	1
介護付有料老人ホーム ケアハウス 露庵	一宮市	36	1
介護付有料老人ホーム 永遠の郷	扶桑町	30	1
計			10

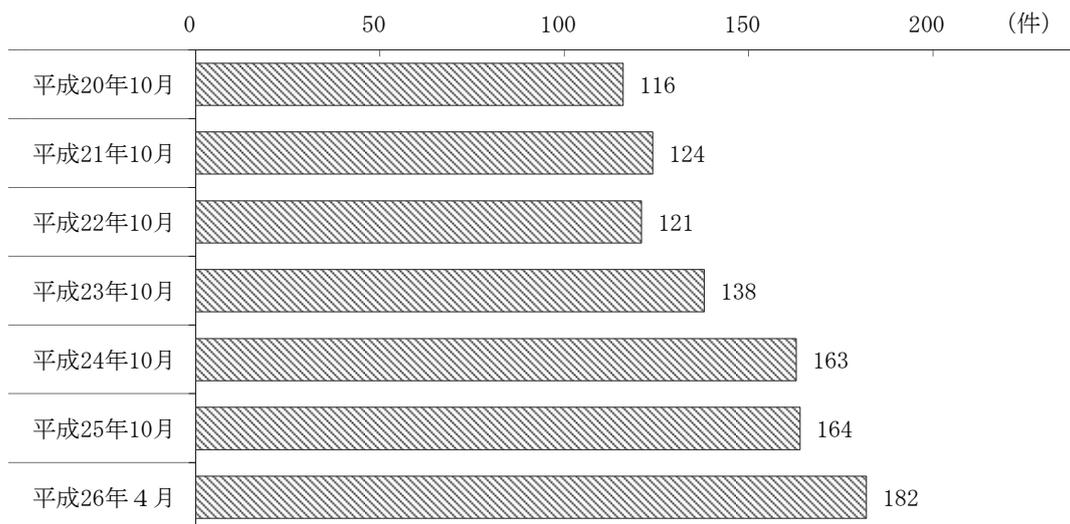
(注) 平成26年4月利用分

(11) 福祉用具貸与

利用件数は平成20年から平成23年は120件前後で推移していましたが、その後増加し、平成24年以降は160～180件台で推移しています（図表3-25）。

平成26年4月の利用件数は182件で、うち要支援および要介護2、3の利用件数がそれぞれ40件前後となっています（図表3-26）。

図表3-25 福祉用具貸与の利用状況（利用件数）



図表3-26 福祉用具貸与の要介護度別利用件数の推移

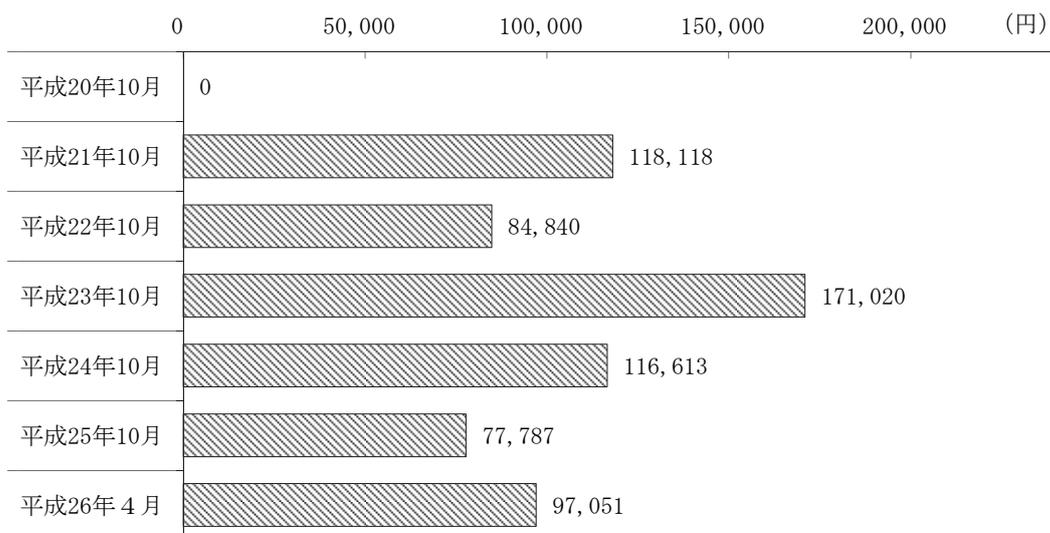
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
要支援	20	27	36	38
要介護1	13	21	22	20
要介護2	30	43	37	41
要介護3	33	38	37	37
要介護4	31	20	21	33
要介護5	11	14	11	13
計	138	163	164	182

## (12) 福祉用具購入費の支給

在宅の要支援・要介護者が入浴補助用具や腰掛便座などの福祉用具を購入した場合は、申請により10万円の利用限度額の範囲内で、かかった費用の9割（自己負担1割を除く9万円まで）が支給されます。平成26年4月は97,051円が支給されています（図表3-27）。

福祉用具貸与と比較すると利用は非常に少なく、平成26年4月の利用件数は6件、1件当たりの給付額は約1万6,000円となっています（図表3-28）。

図表3-27 福祉用具購入費の給付額の推移



図表3-28 福祉用具購入費の給付実績

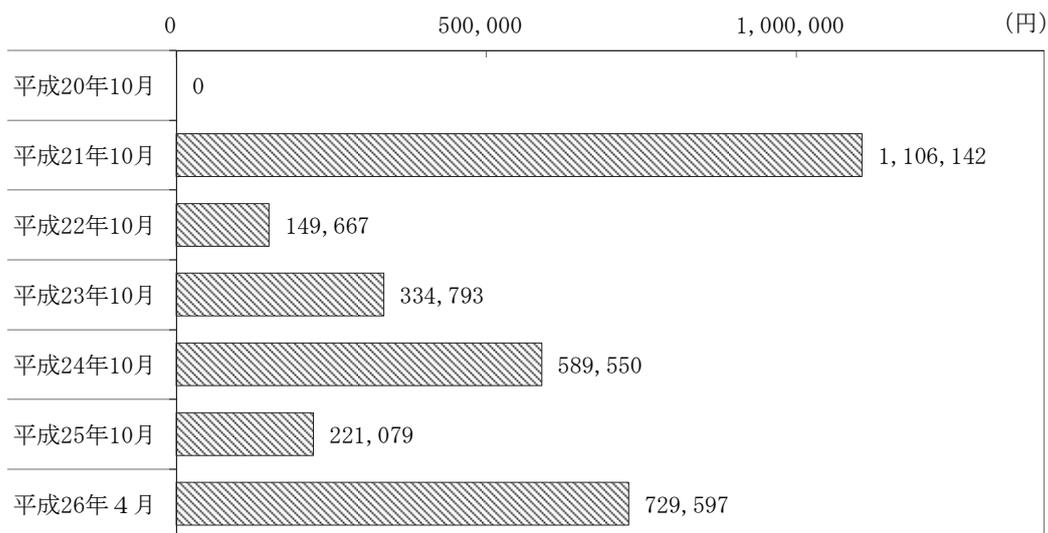
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	8	4	6	6
要支援	1	0	3	3
要介護1	3	2	1	2
要介護2	1	2	0	1
要介護3	2	0	2	0
要介護4	1	0	0	0
要介護5	0	0	0	0
総給付額 (円)	171,020	116,613	77,787	97,051
1件当たり給付額 (円/件)	21,378	29,153	12,965	16,175

### (13) 住宅改修費の支給

在宅の要支援・要介護者が手すりの取付、床段差の解消などの住宅改修を行った場合は、申請により20万円の利用限度額の範囲内で、工事にかかった費用の9割（自己負担1割を除く18万円まで）が支給されます。平成26年4月は約73万円が支給されています(図表3-29)。

利用件数は2～8件、1件当たりの給付額は年度でばらつきがみられます(図表3-30)。

図表3-29 住宅改修費の給付額の推移



図表3-30 住宅改修の給付実績

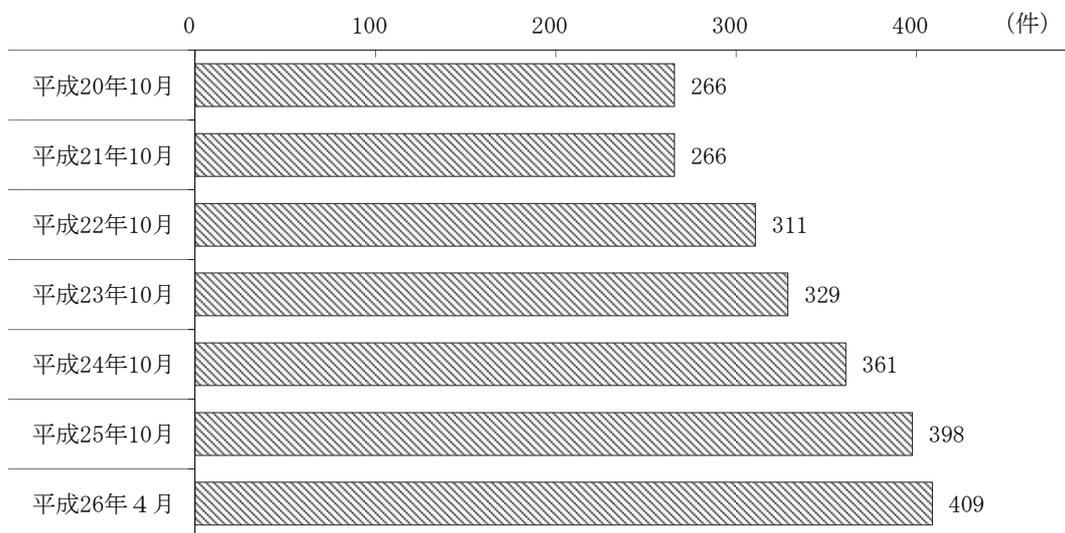
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	4	5	2	8
要支援	1	1	1	4
要介護1	2	0	1	0
要介護2	1	2	0	1
要介護3	0	2	0	3
要介護4	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0
総給付額 (円)	334,793	589,550	221,079	729,597
1件当たり給付額 (円/件)	83,698	117,910	110,540	91,200

#### (14) 居宅介護支援・介護予防支援

利用件数は増加を続けており、平成26年4月は409件となっています（図表3-32）。

要介護度別にみると、要支援の利用者が最も多く、要介護度が重くなるほど利用件数が少なくなっています（図表3-32）。

図表3-31 居宅介護支援・介護予防支援の利用状況（利用件数）



図表3-32 居宅介護支援・介護予防支援の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	329	361	398	409
要支援	91	93	114	122
要介護1	66	80	92	81
要介護2	71	90	86	91
要介護3	52	53	58	54
要介護4	36	28	33	43
要介護5	13	17	15	18
単位数 (単位)	328,777	370,591	403,348	414,334

## 2 地域密着型サービス

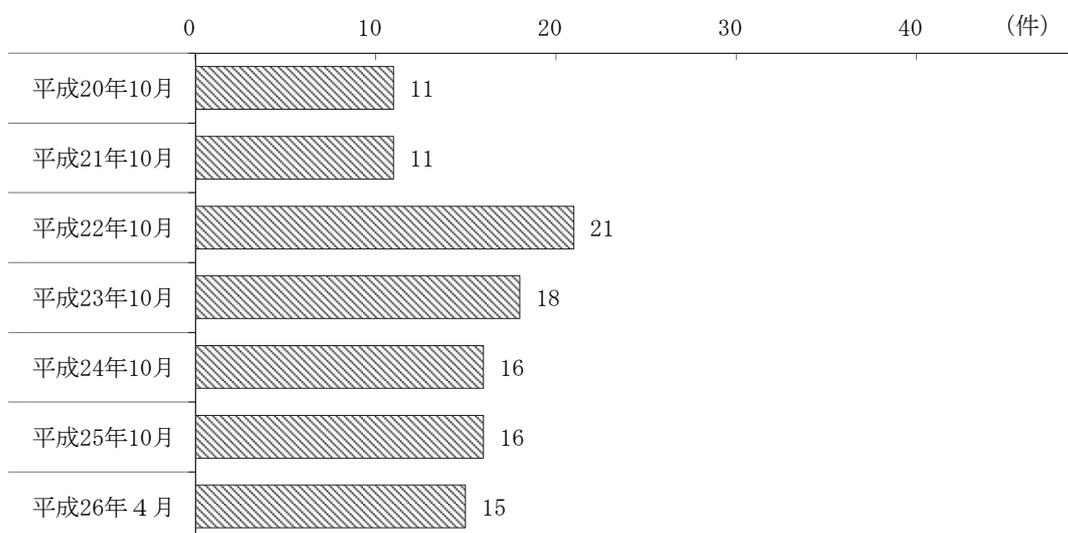
### (1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

利用件数は、平成22年に20件を超えていましたが、その後はやや減少傾向にあり、平成26年4月は15件となっています（図表3-33）。

要介護度別にみると、平成23年は要介護2・3の中度の利用者が多くなっていましたが、平成26年4月は、要介護4・5の重度の利用者も増えてきています（図表3-34）。

主なグループホームは図表3-35のとおりです。町内グループホームの「おおぞら（定員9人）」のほか、近隣市町村のグループホームも利用されています。

図表3-33 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用状況（利用件数）



図表3-34 認知症対応型共同生活介護の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	18	16	16	15
要支援	0	0	0	0
要介護1	2	2	2	0
要介護2	6	4	1	4
要介護3	7	5	6	4
要介護4	1	4	3	3
要介護5	2	1	4	4
単位数 (単位)	495,473	435,748	445,551	382,377

図表 3-35 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業所別利用状況 単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
グループホームおおぞら	八百津町	9	9
グループホームぬくもりの里かもの	美濃加茂市	9	3
グループホームひだまりの丘	美濃加茂市	18	1
愛の家グループホームさかほぎ	坂祝町	18	1
愛の家グループホームふしみ	御嵩町	9	1
計			15

(注) 平成26年4月利用分

## (2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の状況や希望などに応じて、デイサービス、宿泊、訪問介護を組み合わせるサービスです。本町には、平成26年度に定員25人の「小規模多機能型居宅介護 夢眠」が整備され、平成27年2月現在9人が利用しています。

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員29人以下の小規模特別養護老人ホームに入所している利用者に対するサービスで、要介護1以上の人を対象としています。本町には、平成26年度に定員29人の「地域密着型特別養護老人ホーム 夢眠」が整備され、平成27年2月現在29人が利用しています。

## (4) その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が制度化されていますが、平成27年2月現在、本町には整備されていません。

### 3 施設サービス

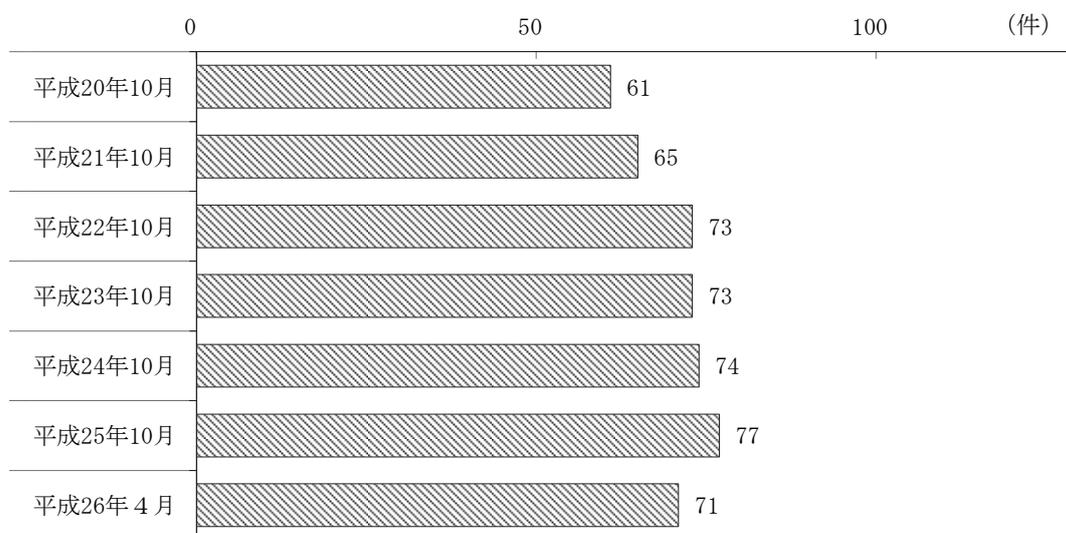
#### (1) 介護老人福祉施設

利用件数は平成22年度以降70件台で推移しています（図表3-36）。

要介護度別にみると、要介護4が28件（39.4%）と最も多くなっています。要介護5を合わせた重度認定者は48人、利用件数の67.6%を占めています（図表3-37）。

主な利用施設は図表3-38のとおりです。町内の施設としては「敬和園（定員70人）」があり、本町から59人が利用しています。

図表3-36 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用状況（利用件数）



図表3-37 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	73	74	77	71
要介護1	0	3	2	1
要介護2	3	0	3	4
要介護3	19	16	16	18
要介護4	35	37	41	28
要介護5	16	18	15	20
延べ利用日数 (日)	2,140	2,096	2,273	2,020
1件当たり利用日数 (日/件)	29.3	28.3	29.5	28.5
単位数 (単位)	1,927,494	1,931,946	2,082,724	1,931,560

図表 3-38 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設別利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
敬和園	八百津町	70	59
さわやかナーシングビラ	美濃加茂市	130	1
ハニーヒルズ	美濃加茂市	80	1
フローレ川合	可児市	80	5
チェリーヴィラ広見苑	可児市	80	1
瀬田の杜	可児市	70	1
さわやかナーシング川辺	川辺町	60	2
その他			3
計			73

(注) 平成26年4月利用分

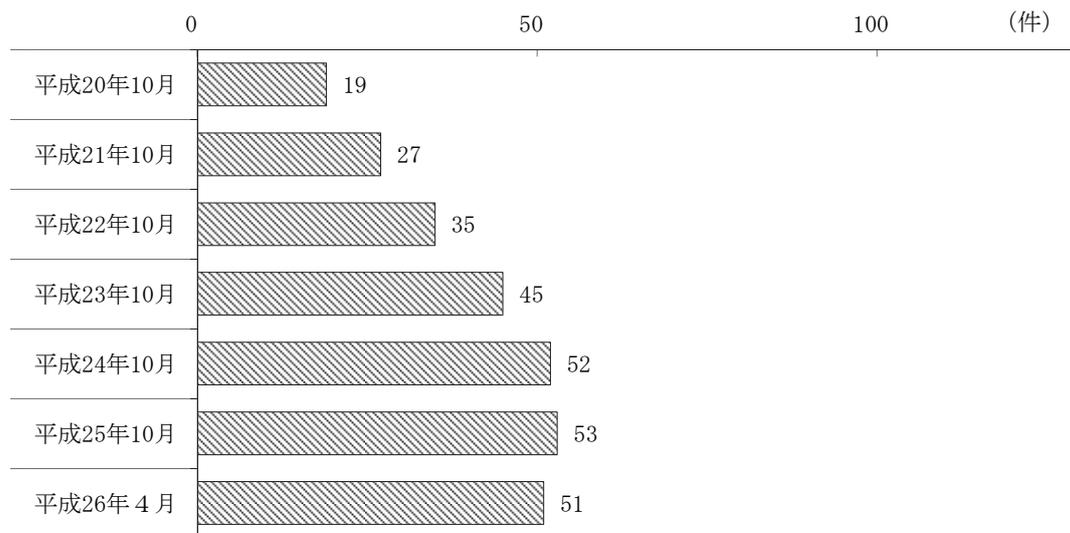
## (2) 介護老人保健施設

利用件数は平成23年以降40件台後半から50件台前半で推移しています（図表3-39）。

要介護度別にみると、要介護2～4の利用者がそれぞれ10人以上となっています。介護老人福祉施設と比べると、要介護2の割合が高くなっています（図表3-40）。

主な利用施設は図表3-41のとおりです。町内の施設としては、「介護老人保健施設だいち（定員29人）」があり、本町からは26人が利用しています。

図表3-39 介護老人保健施設（老人保健施設）の利用状況（利用件数）



図表3-40 介護老人保健施設（老人保健施設）の給付実績

区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数 (件)	45	52	53	51
要介護1	2	4	7	6
要介護2	17	17	12	11
要介護3	11	18	7	14
要介護4	11	10	18	11
要介護5	4	3	9	9
延べ利用日数 (日)	1,324	1,330	1,496	1,395
1件当たり利用日数 (日/件)	29.4	25.6	28.2	27.4
単位数 (単位)	1,241,646	1,476,448	1,421,247	1,424,279

図表 3-41 介護老人保健施設（老人保健施設）の施設別利用状況

単位：人

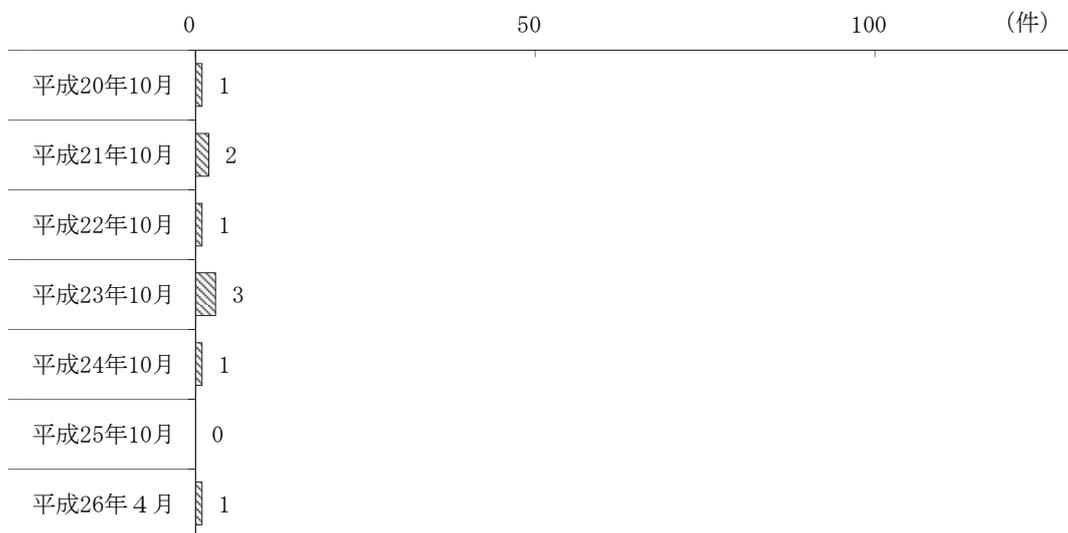
施設名	所在地	定員	本町の利用者
だいち	八百津町	29	26
サントピアみのかも	美濃加茂市	80	3
中部台ケアセンター	美濃加茂市	100	3
さわやかリバーサイドビル	美濃加茂市	94	4
花トピア可児	可児市	136	7
サンビュー可児	可児市	100	2
センチュリー 2 1	富加町	100	1
その他			3
計			49

(注) 平成26年4月利用分

### (3) 介護療養型医療施設

利用件数は1～3件となっており、最重度の要介護5の認定者が利用しています(図表3-42・図表3-43)。

図表3-42 介護療養型医療施設の利用状況(利用件数)



図表3-43 介護療養型医療施設の給付実績

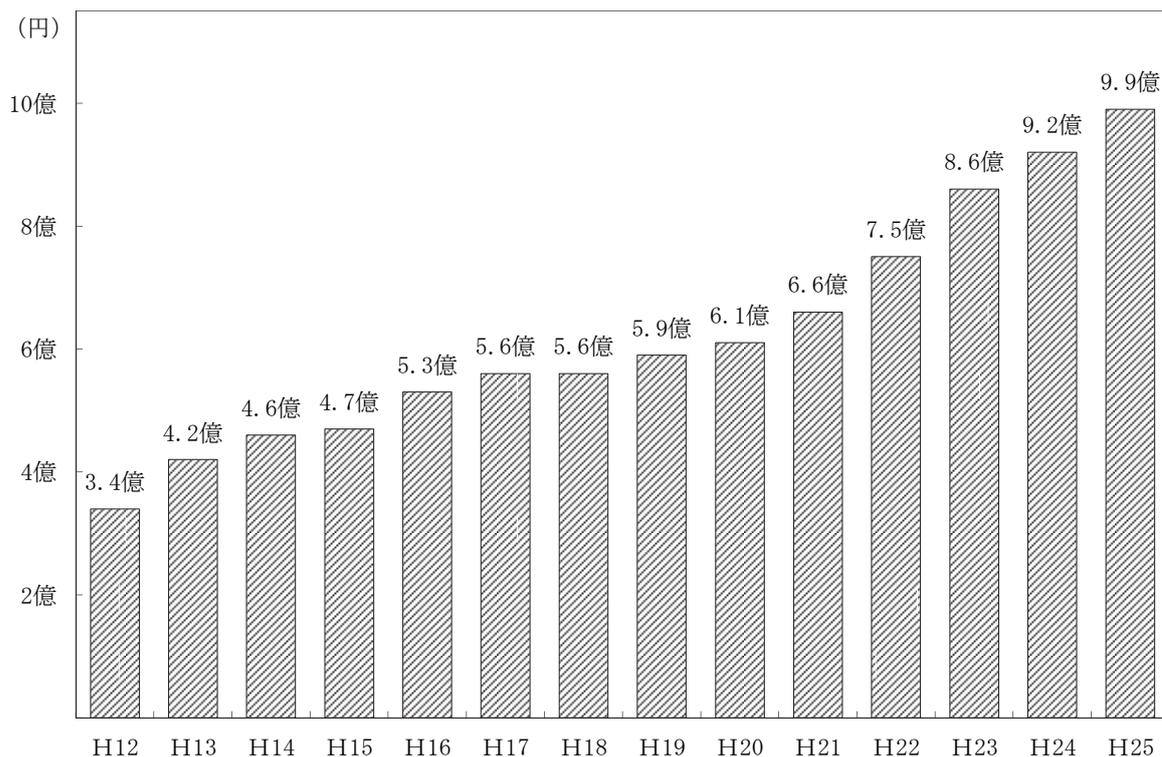
区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年4月
利用件数(件)	3	1	0	1
要介護1	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0
要介護5	3	1	0	1
延べ利用日数(日)	62	27	0	30
1件当たり利用日数(日/件)	20.7	27.0	0	30.0
単位数(単位)	99,157	42,833	0	40,410

## 4 給付費と保険料の推移

### (1) 総給付費の推移

本町における平成25年度の介護保険給付費は9.9億円となっています。全般的に増加傾向にあり、平成18年度にわずかながら減少が見られますが、翌年には再度増加に転じています。認定者数の増加にともない今後も増加していくと予測されます(図表3-44・図表3-45)。

図表3-44 総給付費の推移



図表3-45 給付費の増加率

単位：%

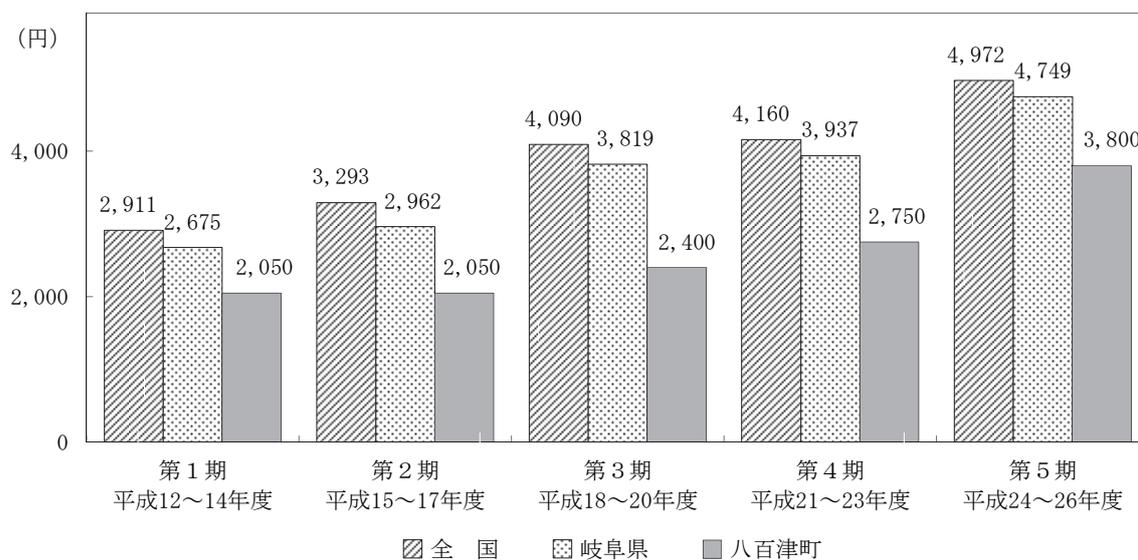
区分	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	
増加率	8.7	3.0	12.6	6.5	▲0.05	4.4	4.3	8.2	13.6	
区分	平成23	平成24	平成25							
増加率	14.7	7.0	7.6							

(注) 増加率は対前年比

## (2) 保険料の推移

本町の第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、第1・2期が2,050円、第3期が2,400円、第4期が2,750円、第5期が3,800円です。第5期についてみると、全国より1,172円、岐阜県より949円安くなっています（図表3-46）。

図表3-46 第1号被保険者の保険料の推移（基準額）



## 3-2 地域支援事業

### 1 介護予防事業

介護予防事業は、高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行う事業で、町地域包括支援センターが主体となって取り組みをしています。

#### (語句の解説)

- 二次予防事業対象者とは、生活機能の低下があるため、要支援・要介護になるおそれがあると認定された高齢者で、介護認定を受けている人を除いた介護保険の第1号被保険者です。
- 一次予防事業対象者とは、介護保険の第1号被保険者の元気な高齢者の全てです。

#### (1) 二次予防事業

##### ① 二次予防事業対象者把握事業

65歳以上の人を対象に基本チェックリストを用いて、二次予防事業対象者の把握を行っています。

図表3-47 二次予防事業の対象者把握事業の計画と実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者 (人)	38	30	229
実 績 (人)	16	13	18

#### (2) 介護予防教室等

一次予防事業対象者、二次予防事業対象者に対して、次の教室等を実施しています。

##### ア お元気サロン

認知症の予防を目的として、貼り絵や料理等による日常生活動作の機能訓練、脳活性化運動を行っています。計画では各年度15人ずつの利用を見込んでいましたが、実績は計画の2倍以上の30人台となっています。

図表3-48 お元気サロンの計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用実人数 (人)	15	15	15
	延べ利用者数 (人)	600	600	600
実 績	利用実人数 (人)	38	30	36
	延べ利用者数 (人)	424	394	324

## イ 体力脳力向上教室

平成26年9月から、新たに体力脳力向上教室を実施しています。平成26年度の実績は次のとおりです。

図表3-49 体力脳力向上教室の実績

開催地区	開催月及び回数	参加者	延べ人数
潮 南	9月～12月 全24回	25人	275人
伊岐津志	1月～3月 全23回	28人	506人

## ウ 心の相談

精神科病院のソーシャルワーカーによる、認知症、うつなどに関する相談会を開催しています。平成26年度の利用実人数は14人で、ほぼ計画どおりとなっています。

図表3-50 心の相談の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用実人数(人)	15	15	15
	延べ利用者数(人)	15	15	15
実 績	利用実人数(人)	11	14	14
	延べ利用者数(人)	13	16	14

## (3) 一次予防事業

すべての高齢者を対象として、介護予防の知識の普及・啓発を図り、介護予防の必要性について意識を高めることを目的として、次の事業を行っています。

### ① 介護予防講演会

毎年1回、講師を招いて介護予防の啓発を図るための講演会を開催しています。

図表3-51 介護予防講演会の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	実施回数(回)	1	1	1
	参加者人数	150	150	150
実 績	実施回数(回)	1	1	H27.3月実施予定
	参加者人数	186	113	

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

② 介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図ることなどをねらいとして「おでかけ健康講座」を行っています。平成25年度は19回実施し、延べ498人の参加があり、平成26年度も同程度の実施、延べ人数を見込んでいます。

図表3-52 介護予防に関する「おでかけ健康講座」の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	実施回数（回）	16	16	16
	延べ人数（人）	350	350	350
実 績	実施回数（回）	20	19	16
	延べ人数（人）	514	498	436

（注）平成26年度の実績は平成27年2月末現在

## 2 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等を町地域包括支援センターが主体となって取り組みをしています。

### (1) 総合相談支援

#### ① 介護巡回相談会

地域の見守りネットワークづくりを活用して、高齢者虐待の早期発見、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努めています。民生委員や地域住民と連絡を取り合い、それぞれの状況に応じた最適な支援方法やサービス、制度の利用につなげています。

平成26年度から町地域包括支援センターから離れている地区（5地区）を対象に、1月1ヶ所ずつ介護巡回相談会を実施しています。

図表3-53 介護巡回相談会の利用状況

開催地区	実施月	来場相談者 (人)	居宅訪問 (件)
久田見	5月	1	10
	10月	2	4
潮 南	6月	3	3
	11月	2	2
福 地	7月	4	4
	12月	1	3
伊岐津志	8月	0	4
	2月	1	3
和 知	9月	1	6
	3月	5	1

#### ② 包括民生ネットワーク会議

高齢者支援が円滑に行われるよう、民生委員と町地域包括支援センターが連携して民生委員定例会を活用して「包括民生ネットワーク会議」を開催しています。

図表3-54 包括民生ネットワーク会議の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数(回)	8	8	7

## (2) 権利擁護業務

地域のネットワークを活用し、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対して、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援しています。

図表 3-55 権利擁護業務の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活自立支援事業	利用人数（人）	3	5	5
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人）	0	0	0

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

## 3 任意事業

### (1) 家族介護支援事業

#### ① 家族介護教室（町社会福祉協議会委託事業）

要介護高齢者の家族および近隣の援助者等が、介護方法や、自身の健康づくり等について学ぶための教室を年1回開催しています。平成26年度の延べ人数は29人です。

図表 3-56 家族介護教室の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	30	35	40
実 績	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	17	14	29

#### ② 家族介護者交流事業（町社会福祉協議会委託事業）

介護者を一時的に介護から解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業を年1回実施しています。平成26年度の延べ人数は9人です。

図表 3-57 家族介護者交流事業の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	30	35	40
実 績	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	13	12	9

③ 認知症家族交流事業「オレンジサークル」（町地域包括支援センター事業）

認知症の家族を介護する介護者が、情報交換やリフレッシュを図るための交流事業を平成20年から実施しています。会の名前を親しみやすい「オレンジサークル」に改め、平成26年度は実施回数を年9回に増やしました。

図表3-58 認知症家族交流事業「オレンジサークル」の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	実施回数（回）	6	6	6
	延べ人数（人）	50	60	70
実 績	実施回数（回）	6	6	9
	延べ人数（人）	31	47	69

(2) わたきり老人等介護用品支給事業（町事業）

要介護1以上で紙おむつ等を利用している人を対象として介護用品を支給しています。平成25年度は141人が利用しており、平成26年度も同程度の利用を見込んでいます。

図表3-59 わたきり老人等介護用品支給事業の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	給付者数（人）	97	100	105
	給付額（千円）	1,850	2,000	2,200
実 績	給付者数（人）	125	141	131
	給付額（千円）	2,238	2,642	2,435

（注）平成26年度の実績は平成27年1月末現在

(3) 認知症サポーター養成講座（町地域包括支援センター事業）

認知症サポーターの育成のために、住民グループや民生委員、事業所などの団体に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催しています。

図表3-60 認知症サポーター養成講座の計画と実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	受講者数（人）	100	100	100
実 績	受講者数（人）	79	9	129

（注）平成26年度の実績は平成27年2月末現在

### 3-3 高齢者福祉サービス

#### 1 社会参加・生きがい活動の状況

##### (1) シルバー人材センター

高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、シルバー人材センターが設立されています。

平成25年度の実績をみると、登録者数は108人となっており、平成20年度の161人と比べると3分の2に減少しています。就労実人員は110人、契約金額が約4,600万円となっています。就労実人員1人当たりの年間就労日数は73日で、配分金は約37万円です。

図表3-61 シルバー人材センターの登録状況等

区 分	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数 (人)	161	110	120	108
男	107	82	88	84
女	54	28	32	24
受注件数 (件)	719	314	330	363
公共事業	168	33	38	27
民間事業	551	281	292	336
延べ就労日数 (日)	10,583	8,496	8,539	8,078
就労実人員 (人)	130	106	117	110
契約金額 (円)	52,100,684	45,120,902	46,114,285	46,121,544
公共事業	16,173,231	15,822,213	15,366,471	15,959,666
民間事業	35,927,453	29,298,689	30,747,814	30,161,878
配分金 (円)	49,550,511	41,083,225	41,063,785	41,127,380
就労実人員1人当たりの配分金 (円)	381,157	387,577	350,972	373,885
就労実人員1人当たりの年間就労日数 (日)	81	80	73	73

(注) 各年度末現在

## (2) 老人クラブ

単位老人クラブ数は、平成26年4月現在24で、会員数は1,741人となっています。会員数、加入率ともに低下傾向にあり、加入率では平成25年以降は50%を切っています。

図表3-62 老人クラブ会員数

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
単位クラブ数 (か所)	30	30	29	29	28	25	24
対象人口 (人)	3,985	3,968	3,988	3,945	3,943	4,051	4,119
会員数 (人)	2,625	2,598	2,424	2,325	2,097	1,805	1,741
加入率 (%)	65.9	65.5	60.8	58.9	53.2	44.6	42.3

(注) 各年4月1日現在

## (3) ふれあいいいききサロン事業

ひとり暮らし高齢者等を対象として、地域の老人クラブを中心にして、住民団体、ボランティア等が連携して、ゲーム、子どもとのふれあい、童話合唱等を行うふれあいいいききサロンを月1回程度開催しています。

図表3-63 ふれあいいいききサロン

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数 (か所)	28	29	30	31	30	33
延べ回数 (回)	129	141	137	142	154	172

(注) 各年度末現在

## (4) 独居老人のつどい事業 (町社会福祉協議会事業)

ひとり暮らしの高齢者どうしの交流と生きがいを目的として、地域 (西部・東部) ごとに、レクリエーション・食事会を行っています。

図表3-64 独居老人のつどい事業

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
参加延べ人数 (人)	60	53	45	56	54	78

(注) 各年度末現在

## (5) 宅老所設置事業 (町、町社会福祉協議会)

NPO法人などで宅老所設置の意向がある人・団体に対し、空屋情報の提供や町有施設を活用するなどの支援を行い、宅老所の設置を促進します。

## 2 生涯学習・生涯スポーツ

### (1) 公民館講座（町事業）

平成26年10月現在、町内6か所の公民館で、公民館講座を15講座開催しています。また、60歳以上を対象とした雅学級を10学級開催しています。

### (2) チャレンジクラブ802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区で高齢者対象の運動教室を開催しています。

「チャレンジクラブ802」には、高齢者が参加できそうな教室が沢山あることから、高齢者の健康状態に応じて、運動教室の参加を促進しています。

図表3-65 チャレンジクラブ802の主な活動

総合型地域スポーツクラブとしてH19.2.24クラブ設立

H26.10.1現在 会員370名の会員数

【暮らしの中にスポーツを！】を合い言葉にスポーツ少年団に加入していない子どもたち、主婦層、高齢者を対象にスポーツを通じた健康づくり、仲間づくり、生きがいをめざしています。

## 3 地域福祉の関連団体

### (1) 社会福祉協議会

町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手と位置づけられ、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育等を推進しています。

高齢者に関する主な事業は、ねたきりなどの要援護者の把握、車いす等の日常生活用具の貸与、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等への給食サービス、介護教室の開催等を実施しています。また、相談事業や日常生活自立支援事業を行っています。

図表3-66 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実績

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	0	0	1	2	3	5

(注) 各年度末現在

## (2) ボランティア団体

高齢者に関するボランティアとして、次の団体が活動しています。

図表 3-67 ボランティア団体（平成26年4月現在）

区 分	設立年	人数	主な活動
八百津町赤十字奉仕団	S56	125人	独居老人等へ給食を調理、配達、アルミ缶のリサイクル
災害救援ボランティア	H19	112人	防災・減災の研修会を開催、町防災訓練への参加
ひまわり食事サービス	H8	50人	独居老人・高齢者世帯等へ月2回夕食を調理・配達
宅老所「やまびこ」ほか21団体	H5～H24	374人	地域の高齢者の宅老ほか

## 4 ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援

### (1) 軽度生活援助事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者世帯へヘルパーを派遣し、軽度な日常生活上の援助を行っています。利用者は年1～2人で推移しています。

図表 3-68 軽度生活援助事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用実人数（人）	1	1	1
	延べ利用者数（人）	44	44	44
実 績	利用実人数（人）	2	1	1
	延べ利用者数（人）	56	49	46

（注）平成26年度の実績は平成27年2月末現在

### (2) 独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者に対し緊急通報装置を貸与し、隣人・家族等の協力により緊急時に迅速に対応できる体制を整備しています。平成26年度の利用は2月末現在で179台となっており、在宅ひとり暮らし高齢者の約27%が利用していることとなります。

図表 3-69 独居老人等緊急通報装置貸与事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
設 置 台 数 (台)	計 画	230	240	250
	実 績	202	191	179

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

(3) ねたきり老人等日常生活用具給付事業 (町事業)

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活用具 (火災警報機、自動消火器、電磁調理器) の給付を行っています。火災警報器については、一般家庭にも設置が義務づけられたことから、平成26年度は2月末現在で365件の利用となっています。電磁調理器は年4件、計画期間における自動消火器の利用はありませんでした。

図表 3-70 ねたきり老人等日常生活用具給付事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利 用 件 数 (件)	344	366	388
	火災警報機	340	360	380
	自動消火器	1	2	3
	電磁調理器	3	4	5
実 績	利 用 件 数 (件)	345	365	365
	火災警報機	343	361	361
	自動消火器	0	0	0
	電磁調理器	2	4	4

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

(4) ふれあい型食事サービス事業 (町社会福祉協議会事業)

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに対し、ボランティア等による食事サービスを行い、安否確認や交流を行っています。月2回の配食サービスですが、食事配食ボランティアの高齢化が課題としてあげられます。

図表 3-71 ふれあい型食事サービス事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用実人数 (人)	79	79	79
	延べ配食数 (食)	1,896	1,896	1,896
実 績	利用実人数 (人)	91	94	84
	延べ配食数 (食)	1,679	1,623	1,440

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

## (5) 在宅配食サービス（NPO法人）

毎日の食事支援を目的に在宅配食サービス行っています。栄養バランスのとれた調理済み給食を配食することで疾病予防や高齢者等の自立した生活の支援にもつながり、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

平成26年度は2月末現在で利用実人数17人、延べ配食数は1,497食となっています。

図表3-72 在宅配食サービス

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績	利用実人数（人）	14	12	17
	延べ配食数（食）	1,494	1,233	1,497

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

## 5 要介護状態への進行を防止するための支援

### (1) 生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

基本的な生活習慣が欠如している高齢者や体調を崩している高齢者を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護しています。介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等を対象としており、平成26年度の利用者は2月末現在で2人です。

図表3-73 生活管理指導短期宿泊事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用実人数（人）	10	10	10
	延べ利用者数（人）	50	50	50
実 績	利用実人数（人）	4	1	2
	延べ利用者数（人）	4	1	2

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

### (2) 生きがい活動支援通所事業（町事業）

閉じこもりがちな高齢者を対象に、デイサービスセンターで通所サービスを提供しています。計画期間内の利用はありませんでした。

## 6 在宅要介護者への支援の推進

### (1) 老人短期保護事業（町事業）

要支援1～要介護4と判定された高齢者等を対象として、介護保険制度の利用限度額を超えて短期入所を利用する場合に利用できる制度です。計画期間内の利用はありませんでした。

### (2) 福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

高齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与しています。

図表3-74 福祉用具貸与事業

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	延べ利用人数(人)	43	43	43
	特殊寝台	5	5	5
	エアマット	1	1	1
	車いす	35	35	35
	松葉杖	2	2	2
実 績	延べ利用人数(人)	45	38	22
	特殊寝台	4	6	1
	エアマット	0	0	0
	車いす	40	27	18
	松葉杖	1	5	3

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

### (3) 移送サービス「福祉有償運送」（NPO法人）

重度の要介護高齢者の通院などの外出を支援するために、専用車両による移送サービス「福祉有償運送」を行っています。平成26年度は2月末現在で利用登録者は113人、延べ利用回数は1,765回となっています。

図表3-75 移送サービス「福祉有償運送」

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用登録者数(人)	100	100	100
	延べ利用回数(回)	2,650	2,650	2,650
実 績	利用登録者数(人)	108	107	113
	延べ利用回数(回)	2,432	2,176	1,765

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

(4) 車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸し出し（町社会福祉協議会事業）

ねたきりで日常生活において常時または一時的に車いすが必要な高齢者等に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを行っています。平成26年度は2月末現在で利用登録者は23人、延べ利用回数は71回となっており、各年度、同程度の方が利用登録しています。

図表3-76 車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸し出し

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計 画	利用登録者数(人)	20	20	20
	延べ利用回数(回)	70	70	70
実 績	利用登録者数(人)	20	19	23
	延べ利用回数(回)	102	72	71

(注) 平成26年度の実績は平成27年2月末現在

## 7 施設利用の状況

### (1) 養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な概ね65歳以上の人が入所する施設で、町内には養護老人ホーム蘇水園（定員50人）が整備されています。平成26年4月現在の利用者は39人です

図表3-77 養護老人ホーム入所者数

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入所者数（人）	27	27	26	32	33	39	39

（注）各年4月1日現在

図表3-78 養護老人ホーム入所者の状況

施設名	定 員	本町の入所者数	所在地
蘇水園	50	29	八百津町
日本ライン老人ホーム	50	2	坂祝町
さわやか長楽荘ほか	50	8	御嵩町
計		39	

（注）平成26年4月1日現在

### (2) 福祉センター

本町には、「八百津町福祉センター（夢広場ゆうゆう）」が整備されています。介護予防事業をはじめ、子育て支援事業、児童デイサービス事業等が行われています。

図表3-79 福祉センターの利用者数

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用延べ人数（人）	10,128	10,040	10,808	9,363	11,062	10,619

（注）各年度末現在

## 第4章 基本構想

### 1 基本目標

#### いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ

超高齢社会の到来を見据えて平成12年にスタートした介護保険制度は、既に15年目を迎えています。この間に、要介護認定者数は323人から716人と2.2倍に増加しています。また、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、給付費は4.2億円（平成13年度）から平成25年度は9.9億円と2.4倍になっています。これに伴い、保険料（高齢者）も第1期の2,050円から第5期（平成24～26年度）の3,800円と1.9倍になっています。

都市部においては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、後期高齢者数が急増することへの対応が大きな課題となっていますが、本町においては、高齢者人口は減少に転じ、後期高齢者も横ばい状態となります。しかし、要介護認定者の割合は高くなり、認知症高齢者の増加も予測されます。さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、家庭の介護力が低下していきます。また、介護だけでなく、日常生活支援、地域の見守りなどの必要性が高くなることが本町の課題と言えます。

このような状況の中、高齢者自身が積極的に社会参加し、健康づくりや介護予防に努めていく必要があります。また、介護が必要になっても必要な介護サービスを利用して住みなれた家庭や地域で暮らし続けられる体制を整備していく必要があります。さらに、公的なサービスだけでなく、地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、この計画では、八百津町の高齢者（介護）のめざすべき姿を次のように描き、その実現に向けて取り組んでいきます。

#### 【めざすべき高齢者の姿】

- いつまでも健康でいきいき
- 介護が必要でも住みなれた自宅で暮らせる
- 自宅で暮らせなくても、住みなれた地域で暮らせる

#### 【めざすべきまちの姿】

- 住民・行政・事業者が連携協働して取り組む

この考え方を「いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ」と表し、本計画の基本目標とします。

## 2 基本方針

基本目標の実現をめざし、次の基本方針に沿って施策を推進していきます。

### **基本方針1 介護保険事業の充実**

介護が必要になった際に、核となるサービスは介護保険サービスです。居宅サービスの基盤整備と利用促進を図ることにより、介護が必要になっても住みなれた自宅で暮らすことができるよう支援します。また、居宅での介護が困難な人については、施設・居住系サービスの適正な利用を進め、施設での生活を居宅での生活に近いものとなるよう生活の質を高めていきます。

なお、これらのサービスを利用者一人ひとりに適切にマネジメントするのはケアマネジャーです。ケアマネジャーの資質向上を図ることにより、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

### **基本方針2 介護予防と生活支援の充実**

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、介護予防が重要となります。高齢者自らが主体的に介護予防に取り組むよう支援するとともに、住民主体による集いの場など多様なサービスの構築を進めます。

また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、見守りや生活支援の充実を図ります。

### **基本方針3 地域包括ケアシステムの構築**

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービスの充実とともに、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域包括支援センターの充実等を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

#### **基本方針4** 生きがい・社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、「心」の充実を図ることが必要であり、そのカギとなるのは「生きがいづくり」や「社会や他者とのかかわり」です。

そのため、高齢者の就労や他者との交流、生涯学習・生涯スポーツなど、生きがいや社会参加に関するさまざまな機会の提供と、これらへの参加促進を図ることにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の側面的支援に努めます。

#### **基本方針5** 安心のまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるよう、住環境に対する支援、道路や公共施設のバリアフリー化、防災・防犯対策の推進に努めます。

#### **基本方針6** 相談・情報提供体制の充実

前述の基本方針1～5にしたがって、いくら事業を充実しようとも、これらの情報が届かなくては利用につながりません。また、さまざまな生活上の悩みを気軽に相談でき、サービスの利用や、専門的な相談機関につなぐ体制も必要です。そのため、情報提供および相談体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者の権利擁護を進めていきます。

### 3 計画の枠組み

#### (1) 人口推計

平成22年から平成26年の4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成25年度の母親の年齢別出生数を基に推計しています。

第6期の計画期間における65歳以上人口（第1号被保険者）はわずかに増加し、40～64歳人口（第2号被保険者）は毎年約100人減少すると予測されます。

平成32年度、37年度をみると、高齢者人口は減少傾向にあります。前期高齢者は平成32年度までは増加しますが、平成37年度には減少に転じます。後期高齢者は平成32年度までは減少していますが、団塊世代が後期高齢者となる平成37年度は増加しています。

図表4-1 計画年度における推計人口

単位：人、（％）

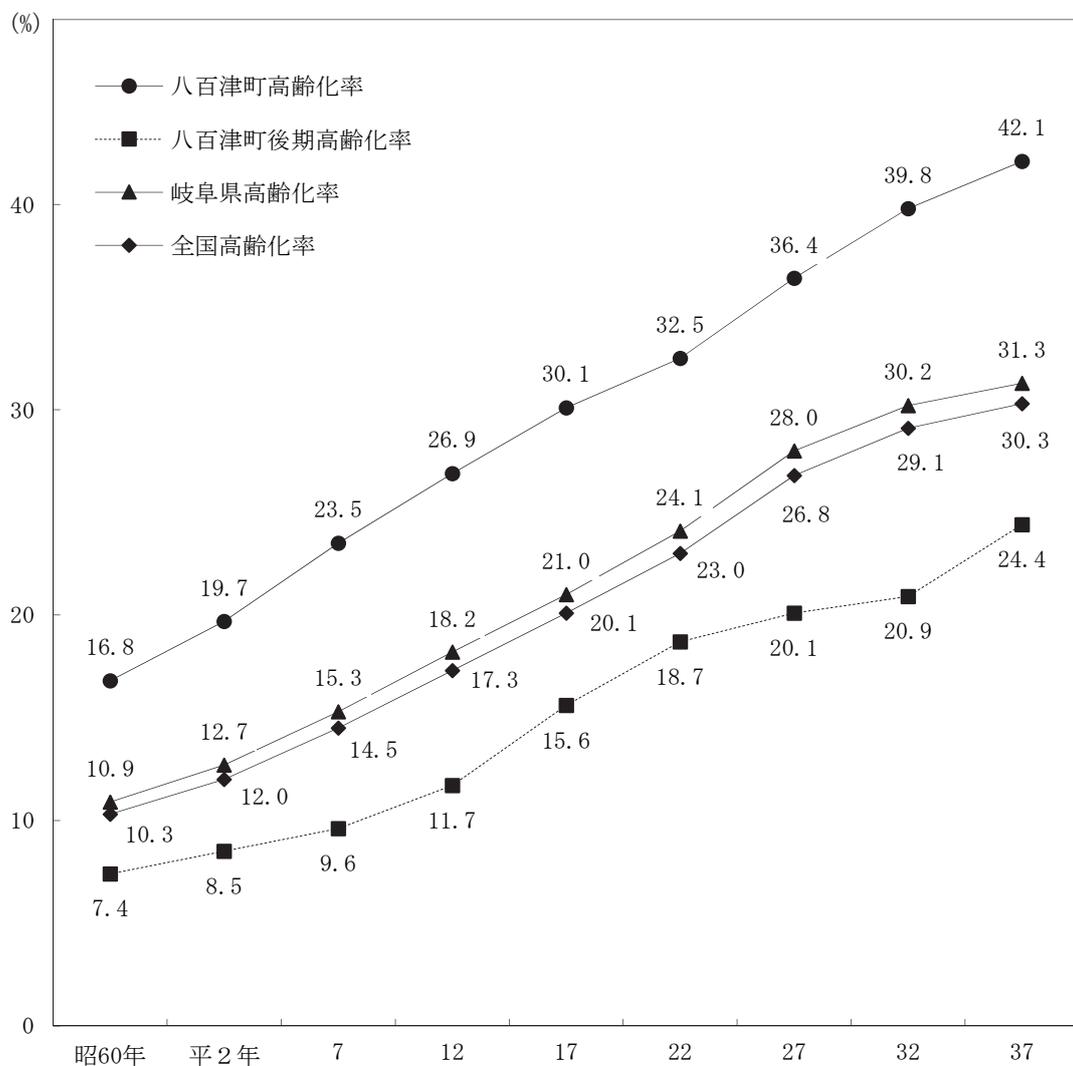
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口	11,869	11,498	11,308	11,107	10,498	9,439
0-39歳	3,837	3,605	3,501	3,385	3,063	2,578
40～64歳	3,919	3,710	3,610	3,518	3,255	2,887
65歳以上	4,113 (34.7)	4,183 (36.4)	4,197 (37.1)	4,204 (37.9)	4,180 (39.8)	3,974 (42.1)
65～69歳	974	1,107	1,125	1,055	933	777
70～74歳	809	766	748	856	1,055	891
75～79歳	804	755	776	743	681	915
80～84歳	730	714	711	676	633	562
85～89歳	552	556	524	551	524	466
90歳以上	244	285	313	323	354	363
再掲						
65～74歳	1,783	1,873	1,873	1,911	1,988	1,668
75歳以上	2,330	2,310	2,324	2,293	2,192	2,306

(注) 平成26年は4月1日現在。他は年度末の推計人口。

## (2) 高齢化率

本町の高齢化率は、全国、岐阜県を大きく上回る状態で推移すると予測されます。また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には後期高齢化率が急上昇します。

図表4-2 高齢化率の推移と予測



資料：平成2年～平成22年までは国勢調査。全国および岐阜県の平成27年以降は社会保障人口問題・研究所推計（平成25年、中位推計）、八百津町の平成27年以降は町の推計。

### (3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、後期高齢者人口の増加に伴い今後も増加を続け、第6期計画期間の最終年度である平成29年度には866人に増加することが見込まれます。また、団塊世代が後期高齢者となる平成37年度には912人になると推計されます。

図表4-3 要介護認定者数の推計

単位：人

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総 数		738	783	822	866	922	912
要 介 護 度 別	要支援1	112	120	125	131	138	134
	要支援2	124	133	139	145	149	150
	要介護1	114	117	121	121	127	122
	要介護2	110	117	129	146	162	152
	要介護3	114	123	130	138	152	153
	要介護4	105	108	108	108	110	113
	要介護5	59	65	70	77	84	88

## 第5章 介護保険サービスの見込み

### 5-1 介護保険事業の充実

#### 1 居宅サービスの見込み量

##### (1) 訪問介護

介護給付については、計画期間内は前年比11～12%の利用増を見込みました。予防給付については、総合事業に移行するため、平成29年度以降は見込んでいません。

図表5-1 訪問介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（人／月）	24	26	0	0	0
介護給付（回／年）	25,768	28,852	32,106	36,073	39,217
増加率（%）	予防	—	8.3	—	—
	介護	—	12.0	11.3	12.4

##### (2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、平成28年度には1,000回を上回り、計画最終年度の平成29年度は約1,400回を見込みました。10年後の平成37年度は3,200回程度になると見込みました。

図表5-2 訪問入浴介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（回／年）	144	288	480	864	1,716
介護給付（回／年）	659	761	935	1,433	1,544
合 計（回／年）	803	1,049	1,415	2,297	3,260
増加率（%）	—	30.6	34.9	62.3	41.9

##### (3) 訪問看護

訪問看護の利用は、平成29年度は約2,900回を見込みました。平成37年度には3,700回程度になると見込みました。

図表5-3 訪問看護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（回／年）	180	192	204	240	234
介護給付（回／年）	1,901	2,384	2,707	3,306	3,504
合 計（回／年）	2,081	2,576	2,911	3,546	3,738
増加率（%）	—	23.8	13.0	21.8	5.4

#### (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は、平成29年度は約230回を見込みました。平成27年度は870回程度になると見込みました。

図表5-4 訪問リハビリテーションのサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (回/年)	72	120	180	336	702
介護給付 (回/年)	17	23	46	102	163
合 計 (回/年)	89	143	226	438	865
増加率 (%)	—	60.7	58.0	93.8	97.5

#### (5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内は月あたり50～62人の利用を見込みました。

図表5-5 居宅療養管理指導のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/月)	5	6	7	8	9
介護給付 (人/月)	45	49	55	61	63
合 計 (人/月)	50	55	62	69	72
増加率 (%)	—	10.0	12.7	11.3	4.3

#### (6) 通所介護

通所介護の介護給付の計画期間内の利用は、毎年15%前後増加し、平成29年度は約40,000回になると見込みました。また、平成37年度には46,000回程度を見込みました。なお、予防給付は総合事業に移行するため、平成29年度以降は見込んでいません。

図表5-6 通所介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/月)	90	104	0	0	0
介護給付 (回/年)	30,157	34,400	39,774	45,850	46,120
増加率 (%)	予防	—	15.6	—	—
	介護	—	14.1	15.6	15.3

## (7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの利用は、ゆるやかに増加が続くと予測し、平成29年度の介護給付は約4,600回を見込みました。予防給付は毎年1～2人の増加を見込んでいます。

図表5-7 通所リハビリテーションのサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度	
予防給付（人／月）	26	28	29	31	32	
介護給付（回／年）	4,291	4,453	4,649	5,161	5,285	
増加率（％）	予防	—	7.7	3.6	6.9	3.2
	介護	—	3.8	4.4	11.0	2.4

## (8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護の計画期間内の利用は11,000日前後を見込んでいます、10年後の平成37年度は約13,500日を見込みました。

図表5-8 短期入所生活介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（日／年）	388	458	552	792	1,201
介護給付（日／年）	9,976	10,346	10,792	11,878	12,263
合 計（日／年）	10,364	10,804	11,344	12,670	13,464
増加率（％）	—	4.2	5.0	11.7	6.3

## (9) 短期入所療養介護

短期入所療養介護の計画期間内の利用は、600～700日程度の利用を見込みました。平成37年度は約800日を見込みました。

図表5-9 短期入所療養介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（日／年）	12	12	12	12	12
介護給付（日／年）	618	677	725	745	781
合 計（日／年）	630	689	737	757	793
増加率（％）	—	9.4	7.0	2.7	4.8

## (10) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者数の増加に伴い増加していくと予測されます。平成29年度には約2,800人、平成37年度は約3,200人を見込みました。

図表5-10 福祉用具貸与のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/年)	600	756	912	1,056	1,140
介護給付 (人/年)	1,716	1,776	1,908	2,004	2,064
合 計 (人/年)	2,316	2,532	2,820	3,060	3,204
増加率 (%)	—	9.3	11.4	8.5	4.7

## (11) 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内は190～240人を見込みました。平成37年度は約280人を見込みました。

図表5-11 特定福祉用具購入費のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/年)	60	72	84	96	96
介護給付 (人/年)	132	144	156	156	180
合 計 (人/年)	192	216	240	252	276
増加率 (%)	—	12.5	11.1	5.0	9.5

## (12) 住宅改修費

住宅改修費の計画期間内の利用は120～160人を見込みました。また、平成37年度は約200人の利用を見込みました。

図表5-12 住宅改修費のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/年)	36	36	48	60	60
介護給付 (人/年)	84	96	108	132	144
合 計 (人/年)	120	132	156	192	204
増加率 (%)	—	10.0	18.2	23.1	6.3

### (13) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、大幅な増減はないと予測し、計画期間内は月あたり11～13人の利用を見込みました。

図表5-13 特定施設入居者生活介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/月)	6	7	8	9	10
介護給付 (人/月)	5	5	5	5	5
合 計 (人/月)	11	12	13	14	15
増加率 (%)	—	9.1	8.3	7.7	7.1

## 2 居宅介護支援・介護予防支援

介護給付（居宅介護支援）については、要介護認定者の増加に伴う利用増を見込みました。

図表5-14 居宅介護支援・介護予防支援のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/月)	147	158	170	201	219
介護給付 (人/月)	309	327	348	366	387
合 計 (人/月)	456	485	518	567	606
増加率 (%)	—	6.4	6.8	9.5	6.9

## 3 地域密着型サービス

### (1) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成26年度に町内に「小規模多機能型居宅介護 夢眠」が整備され利用が始まりました。計画期間内は1～3人の増加を予測しています。

図表5-15 小規模多機能型居宅介護

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (人/月)	4	5	6	6	6
介護給付 (人/月)	13	15	15	16	16
合 計 (人/月)	17	20	21	22	22
増加率 (%)	—	17.6	5.0	4.8	0.0

## (2) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、大幅な増減はないと予測し、計画期間内は毎年1人の増加を見込みました。

図表5-16 認知症対応型共同生活介護のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付（人／月）	0	0	0	0	0
介護給付（人／月）	18	19	20	20	20
合 計（人／月）	18	19	20	20	20
増加率（％）	—	5.6	5.3	0.0	0.0

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成26年度に町内に「地域密着型特別養護老人ホーム 夢眠」が整備され利用が始まりました。毎年2～3人の利用増を見込んでいます。

図表5-17 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付（人／月）	18	20	23	25	27
増加率（％）	—	11.1	15.0	8.7	8.0

## (4) その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が制度化されていますが、第6期計画期間におけるサービス量は見込まないこととします。

## 4 施設サービス

介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとして生活の質を高めていきます。

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設の利用は、若干の利用増を見込み、平成29年度には月あたり78人、平成37年度には85人を見込みました。

図表5-18 介護老人福祉施設のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給 付 (人/月)	75	77	78	83	85
増加率 (%)	—	2.7	1.3	6.4	2.4

### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用は、若干の利用増を見込み、平成29年度は月あたり56人、平成37年度には59人を見込みました。

図表5-19 介護老人保健施設のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給 付 (人/月)	53	55	56	59	59
増加率 (%)	—	3.8	1.8	5.4	0.0

### (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、現状の利用者数をそのまま見込みました。

図表5-20 介護療養型医療施設のサービス量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給 付 (人/月)	1	1	1	0	0
増加率 (%)	—	0.0	0.0	—	—

## 5 介護保険事業費の見込み

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第6期の標準給付費は約37億円になると見込みました（図表5-21）。なお、①総給付費のサービス別の内訳は図表5-23のとおりです。

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。平成29年度から新しい総合事業に移行し、要支援認定者の予防給付のうち、訪問介護と通所介護は地域支援事業となります。第6期の地域支援事業費は1億6千万円を見込みました（図表5-22）。

図表5-21 標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
①総給付費（介護給付費＋予防給付費）	1,102,711	1,186,218	1,232,402	3,521,331
②特定入所者介護サービス費等給付額	40,757	39,611	40,838	121,206
③高額介護サービス費等給付額	13,900	14,900	15,700	44,500
④高額医療合算介護サービス費等給付額	3,540	3,850	4,260	11,650
⑤算定対象審査支払手数料	1,211	1,281	1,351	3,843
標準給付費見込額	1,162,119	1,245,860	1,294,551	3,702,530

（注）四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表5-22 地域支援事業費の見込み

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
①介護予防・日常生活支援総合事業費	23,218	24,891	78,664	126,773
②包括的支援事業・任意事業費	11,609	12,446	13,112	37,167
地域支援事業費	34,827	37,337	31,776	163,940

図表 5-23 総給付費の見込み（サービス別）

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
<b>I 介護給付費</b>	1,024,913	1,099,479	1,185,722	1,296,502	1,330,749
(1) 居宅サービス					
○訪問介護	65,508	73,226	81,528	91,475	99,322
○訪問入浴介護	7,355	8,466	10,398	15,943	17,193
○訪問看護	6,640	8,328	9,454	9,889	10,761
○訪問リハビリテーション	200	225	250	300	300
○居宅療養管理指導	6,812	7,459	8,477	9,396	9,755
○通所介護	230,883	264,218	308,704	356,903	359,396
○通所リハビリテーション	36,096	37,161	38,290	42,712	43,458
○短期入所生活介護	78,831	81,319	85,475	95,056	98,355
○短期入所療養介護（老健）	6,585	7,194	7,705	7,914	8,289
○福祉用具貸与	24,037	25,463	27,306	28,824	29,489
○特定福祉用具販売	1,016	1,034	1,154	1,210	1,251
○住宅改修	4,660	5,613	6,553	7,795	8,354
○特定施設入居者生活介護	10,932	11,171	11,381	11,853	12,448
(2) 地域密着型サービス					
○小規模多機能型居宅介護	27,414	30,755	32,160	33,918	33,906
○認知症対応型共同生活介護	50,518	53,243	56,627	56,627	56,627
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49,337	55,006	62,622	68,157	73,921
(3) 居宅介護支援	46,924	49,264	51,934	54,325	58,727
(4) 介護保険施設サービス					
○介護老人福祉施設	210,715	215,474	217,899	231,428	236,080
○介護老人保健施設	155,950	160,360	163,305	172,777	173,117
○介護療養型医療施設	4,500	4,500	4,500	0	0
<b>II 予防給付費</b>	81,515	92,860	53,048	60,548	66,209
(1) 介護予防サービス					
○介護予防訪問介護	6,084	6,477	0	0	0
○介護予防訪問入浴介護	200	250	300	350	400
○介護予防訪問看護	520	553	588	691	640
○介護予防訪問リハビリテーション	200	250	300	350	400
○介護予防居宅療養管理指導	850	941	1,033	1,319	1,604
○介護予防通所介護	34,363	39,033	0	0	0
○介護予防通所リハビリテーション	10,721	11,882	12,262	12,632	13,283
○介護予防短期入所生活介護	2,160	2,596	3,162	4,621	7,244
○介護予防短期入所療養介護（老健）	30	30	30	30	30
○介護予防福祉用具貸与	3,200	3,958	4,776	5,567	5,986
○特定介護予防福祉用具販売	840	1,048	1,280	1,796	1,804
○介護予防住宅改修	3,110	4,023	4,406	5,150	5,134
○介護予防特定施設入居者生活介護	8,272	9,782	11,308	12,834	13,561
(2) 地域密着型介護予防サービス					
○介護予防小規模多機能型居宅介護	3,310	3,837	4,761	4,761	4,761
(3) 介護予防支援	7,655	8,200	8,842	10,447	11,362
<b>III 総給付費（合計）（I + II）</b>	1,106,428	1,192,339	1,238,770	1,357,050	1,396,958
<b>IV 一定所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額</b>	3,717	6,121	6,368	7,118	7,319
<b>V 総給付費（合計）（III - IV）</b>	1,102,711	1,186,218	1,232,402	1,349,932	1,389,639

(注) 四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

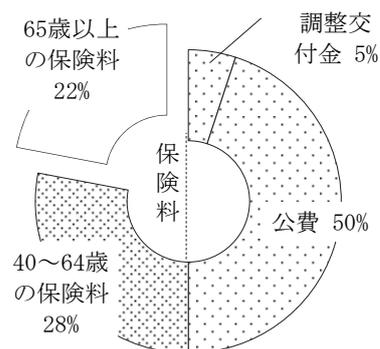
## 6 第1号被保険者の保険料の推計

### (1) 第1号被保険者の負担割合

介護保険給付に必要な費用は、40歳以上の人がかかる「保険料」と、国・県・町の「公費」の半々でまかなわれます。「保険料」の50%は、第6期においては40～64歳の「第2号被保険者」が28%を、65歳以上の「第1号被保険者」が22%を負担することとされています。「公費」の50%は、国、県および町がそれぞれ定められた割合を負担します。

なお、第1号被保険者の負担割合の22%は、調整交付金が5.0%となる標準的な市町村の率であって、後期高齢者加入割合および所得段階別加入割合によって変動します。本町は全国平均の5%よりやや高い率となっています。

図表5-24 介護保険の財源



### (2) 第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者の保険料基準額は、次の算式で求めます。これにより、第6期における第1号被保険者の保険料基準額は5,000円となります。

平成27～29年度の 標準給付費見込額 (A)	+	平成27～29年度の 地域支援事業費 (B)	×	第1号被保険者 負担割合 22%	=	第1号被保険者 負担相当額 (D)				
(3,702,530千円)		+163,940千円)		0.22		850,623千円				
第1号被保険者 負担相当額 (D)	+	調整交付金 相当額 (E)	-	調整交付金 見込額 (I)	+	財政安定化 基金償還金 (J)	-	準備基金 取崩額額 (K)	=	保険料収納 必要額 (L)
850,623千円		189,060千円		260,591千円		0千円		25,600千円		753,492千円
保険料収納 必要額 (L)	÷	予定保険料 収納率 (M)	÷	所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (C)	÷	12か月	=	保険料(月額)		
753,492千円		0.995		12,621人		12か月		5,000円		

図表 5-25 第1号被保険者の保険料

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
第1号被保険者数	4,183人	4,197人	4,204人	12,584人
前期(65～74歳)	1,873人	1,873人	1,911人	5,657人
後期(75歳～)	2,310人	2,324人	2,293人	6,927人
所得段階別加入割合				
第1段階	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%
第2段階	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
第3段階	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
第4段階	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%
第5段階	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%
第6段階	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
第7段階	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
第8段階	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
第9段階	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	502人	504人	505人	1,511人
第2段階	335人	336人	336人	1,007人
第3段階	335人	336人	336人	1,007人
第4段階	586人	587人	589人	1,762人
第5段階	920人	923人	925人	2,768人
第6段階	711人	713人	715人	2,139人
第7段階	418人	420人	420人	1,258人
第8段階	209人	210人	210人	629人
第9段階	167人	168人	168人	503人
合計	4,183人	4,197人	4,204人	12,584人
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	4,195人	4,210人	4,216人	12,621人
標準給付費見込額(A)	1,162,119千円	1,245,860千円	1,294,551千円	3,702,530千円
地域支援事業費(B)	34,827千円	37,337千円	91,776千円	163,940千円
第1号被保険者負担分相当額(D)	263,328千円	282,303千円	304,992千円	850,623千円
調整交付金相当額(E)	58,106千円	62,293千円	68,661千円	189,060千円
調整交付金見込交付割合(H)	7.17%	7.02%	6.54%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9000	0.9065	0.9284	
所得段階別加入割合補正係数(G)	1.0017	1.0017	1.0017	
調整交付金見込額(I)	83,324千円	87,459千円	89,808千円	260,591千円
財政安定化基金拠出金見込額				0円
財政安定化基金拠出率		0.000%		
財政安定化基金償還金(J)				0円
準備基金の残高(平成26年度末の見込額)				80,000千円
準備基金取崩額(K)				25,600千円
審査支払手数料1件あたり単価	70.00円	70.00円	70.00円	
審査支払手数料支払件数	17,300件	18,300件	19,300件	
保険料収納必要額(L)				753,492千円
予定保険料収納率(M)		99.50%		
保険料の基準額				
保険料(年額)				60,003円
(月額)				5,000円

## 7 介護保険料基準額の設定

第6期の第1号被保険者の保険料の段階設定は、現行の6段階から9段階に細分化し、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行います。さらに、低所得高齢者の保険料の軽減が図られます。

平成27年度・28年度は、段階で第1段階保険料の負担割合を基準額の50% (2,500円) から45% (2,250円) に軽減します。

平成29年度は、段階で第1段階保険料の負担割合を基準額の45% (2,250円) から30% (1,500円)、第2段階保険料の負担割合を基準額の75% (3,750円) から50% (2,500円)、第3段階保険料の負担割合を基準額の75% (3,750円) から70% (3,500円) の軽減が予定されています(図表5-26)。

図表5-26 所得段階別保険料

段階	区 分		基準額 に対する 割合	保険料 (年額)	
				平成27・28年度	平成29年度
第1 段階	世帯：町民 税非課税 本人：町民 税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が80 万円以下の者	×0.50	(実質負担0.45) 年額 27,000円 月額 2,250円	(実質負担0.3) 年額 18,000円 月額 1,500円
第2 段階		合計所得金額+課税年金収入が80 万円を超え120万円以下の者	×0.75	年額 45,000円 月額 3,750円	(実質負担0.5) 年額 30,000円 月額 2,500円
第3 段階		合計所得金額+課税年金収入が 120万円を超える者	×0.75	年額 45,000円 月額 3,750円	(実質負担0.7) 年額 42,000円 月額 3,500円
第4 段階	世帯：町民 税課税	合計所得金額+課税年金収入が80 万円以下の者	×0.90	年額 54,000円	月額 4,500円
第5 段階	本人：町民 税非課税	合計所得金額+課税年金収入が80 万円を超える者	×1.00 <基準額>	年額 60,000円	月額 5,000円
第6 段階		合計所得金額が120万円未満の者	×1.20	年額 72,000円	月額 6,000円
第7 段階	本人：町民 税課税	合計所得金額が120万円以上190万 円未満の者	×1.30	年額 78,000円	月額 6,500円
第8 段階		合計所得金額が190万円以上290万 円未満の者	×1.50	年額 90,000円	月額 7,500円
第9 段階		合計所得金額が290万円以上の者	×1.70	年額102,000円	月額 8,500円

(注) 低所得高齢者の保険料の軽減については、消費税10%引き上げ時(平成29年4月)に完全実施が予定されています。

## 5-2 介護予防と生活支援の充実

### 1 介護予防事業（平成28年度まで）

元気な高齢者ができるかぎり住み慣れた地域において自立した生活を営み、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、町地域包括支援センターを中心に、介護予防を効果的に推進します。

なお、地域支援事業の見直しが行われ、本町においては平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。このため、平成29年度以降の介護予防事業については再編を行い、介護予防・日常生活支援総合事業として位置づけます。

#### (1) 二次予防事業

##### ① 二次予防事業対象者の把握

保健師等による訪問活動、関係機関などからの情報提供、民生委員や地域住民などからの情報提供、要介護認定非該当などから、二次予防事業対象者を把握します。

図表 5-27 二次予防事業の対象者の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度
対象者（人）	200	210

#### (2) 介護予防教室等（一次予防事業対象者・二次予防事業対象者）

一次予防事業対象者、二次予防事業対象者に対して、次の教室等を実施します。

特にアンケートで参加意向が高かった「体操」「脳活性」を重点に実施していきます。

介護予防教室については約半数が知らないと答えており、参加しない理由として「どんな教室か知らない」という回答が高いことから、介護予防の意義や教室の内容について周知に努めます。また、「興味のあるものがない」という回答も比較的多く、内容の見直しを行います。

##### ア お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。

貼り絵や料理等による日常生活動作の機能訓練、脳活性化運動により、認知症や閉じこもり等の予防・支援を行います。

図表 5-28 お元気サロンの見込み

区 分	平成27年度	平成28年度
利用実人数 (人)	15	15
延べ利用者数 (人)	400	400

#### イ らく楽トレーニング教室

いつまでも元気に住みなれた地域で自立した生活をおくることができるよう、町施設にトレーニング機器を整備し、高齢者になっても気軽にできるトレーニングの支援を開始します。

らく楽トレーニングは、パワーリハビリテーションの考えに基づくトレーニング方法で、高齢者向けのトレーニングマシンを使い、軽負荷で安全に日頃使っていない全身各部の筋肉を動かすことで日常生活に必要な動作と行動意欲の改善を図ります。「外出することが増えた」といった心理的活動性の改善も得られます。また、認知症の進行予防や腰痛膝痛軽減など各種病気・障害に対する成果も期待できます。

図表 5-29 らく楽トレーニング教室の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度
利用実人数 (人)	30	100
延べ利用者数 (人)	360	1,200

#### ウ 心の相談

精神科病院のソーシャルワーカーによる、認知症、うつ等に関する相談会を実施します。

図表 5-30 心の相談の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度
利用実人数 (人)	15	15
延べ利用者数 (人)	15	15

### (3) 一次予防事業

主として活動的な状態にある高齢者を対象として行う一次予防事業においては、高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の知識の普及・啓発を図るとともに、地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。

① 介護予防講演会

介護予防についての基本的な知識を普及・啓発するため、有識者等による講演会を開催します。

図表5-31 介護予防講演会の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	1	1
参加者数（人）	150	150

② 介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等の高齢者の集まる場所へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図る「おでかけ健康講座」を行っていきます。

図表5-32 介護予防に関する「おでかけ健康講座」の見込み

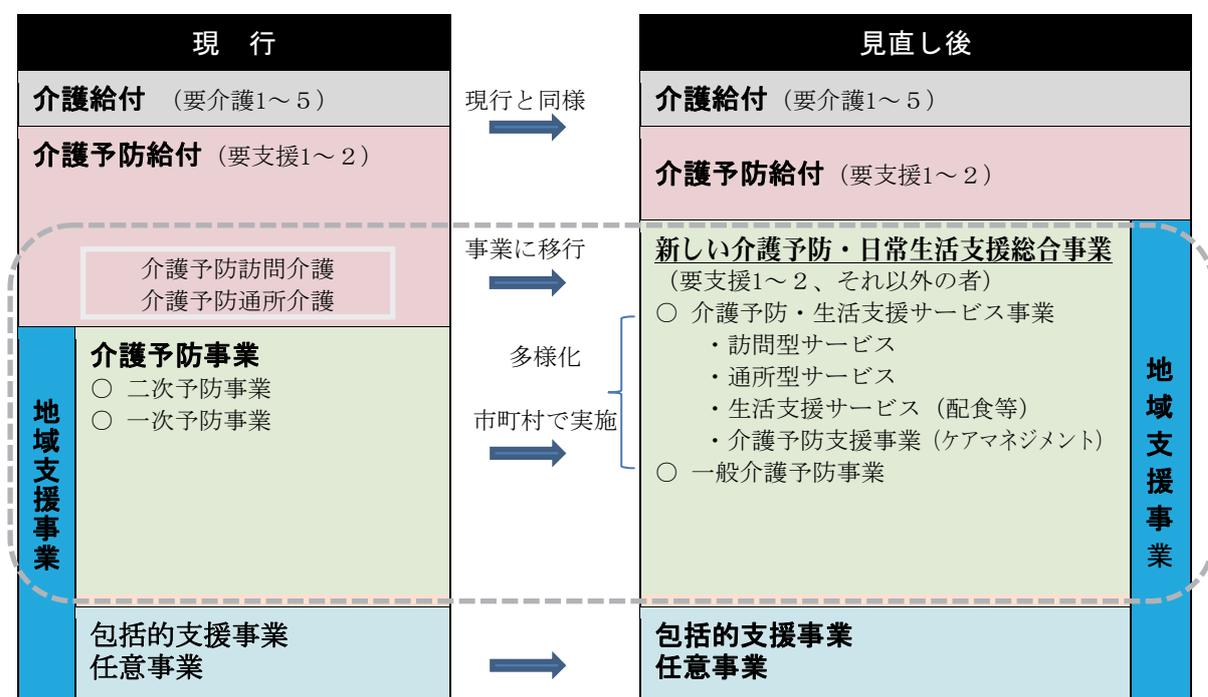
区 分	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）	20	20
延べ人数（人）	500	500

## 2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度から）

医療介護総合確保推進法により、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われました。これにより、すべての市町村が平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます）を開始することとなりました。

要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組による総合事業に位置づけられました。また、これまでの二次予防事業などの介護予防事業も総合事業に再編されます。

図表5-33 地域支援事業の見直し

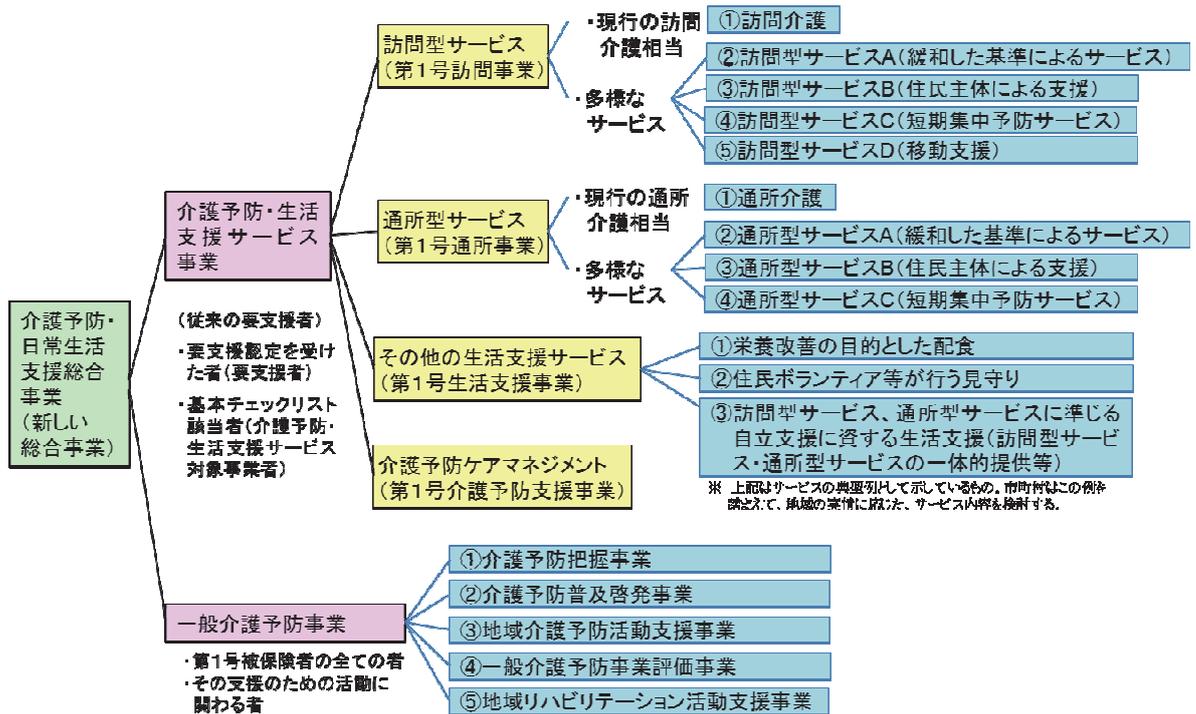


### (1) 総合事業の内容

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、体操教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。

「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表 5-34 総合事業のサービス体系



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスA、ボランティア主体のサービスB、保健・医療の専門職が提供するサービスCなどの類型を想定しています。多様な内容であり、サービスの基準、単価は町が決定します。利用者が多様なサービスから希望のサービスを選ぶことができるよう、整備を推進していきます。

「その他の生活支援サービス」は、配食、見守り、訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等の3つのサービスです。

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。予防給付では実施できないメニューについても、「訪問型サービスB」において住民主体による多様なサービスを検討していきます。

図表 5-35 想定される訪問型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
訪問介護 (現行の訪問介護に相当)	・現行の訪問介護に相当 (訪問介護員による身体介護、生活援助)	指定事業者 (みなし指定)
訪問型サービスA (緩和した基準による)	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し 等	事業者 シルバー人材センター
訪問型サービスB (住民主体による支援)	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士 町の保健師等
訪問型サービスD (移動支援)	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者

② 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

図表 5-36 想定される通所型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
通所介護 (現行の通所介護に相当)	・現行の通所介護に相当 (生活機能向上のための機能訓練)	指定事業者 (みなし指定)
通所型サービスA (緩和した基準による)	・送迎を伴わない運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ミニデイサービス	事業者
通所型サービスB (住民主体による支援)	・いきいきサロン ・体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等

③ その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食、住民ボランティア等が行うひとり暮らし高齢者等への見守り、訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援のための生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等) を提供します。

---

#### ④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、町地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行います。

### (3) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業により構成されます。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援のための取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

#### ① 介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

#### ② 介護予防普及啓発事業

栄養改善や口腔機能の向上等の住民主体の介護予防活動の取組が行えるよう、出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

#### ③ 一般介護予防事業評価事業

達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

#### ④ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援など、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

#### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

### 3 高齢者福祉（その他の生活支援）

#### (1) ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等が、いつまでも住みなれた自宅で安心して生活できるよう支援を行います。なお、平成29年度からの総合事業の実施に向けた事業の見直し、再編を行います。

##### ① 独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者の緊急時に対応できるよう、緊急通報装置の設置を促進するとともに、地域住民の協力を働きかけていきます。

図表5-37 独居老人等緊急通報装置貸与事業の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数(台)	210	240	270

##### ② ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活を容易に暮らせるように、火災警報機、自動消火器、電磁調理器を給付します。新たに対象となる世帯への周知を図り利用促進を図っていきます。

図表5-38 ねたきり老人等日常生活用具給付事業の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数(件)	382	402	422
火災警報機	380	400	420
自動消火器	1	1	1
電磁調理器	1	1	1

### ③ ふれあい型配食サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認や交流を図ることをねらいとして、ボランティア等による配食サービスを行います。

配食ボランティアの高齢化が進んでおり、ボランティアの養成・確保に努めます。また、民生委員などによる訪問活動などとの調整を図り、安否確認の体制を充実していきます。

図表 5-39 ふれあい型配食サービス事業の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	91	93	94
延べ配食数（食）	1,571	1,605	1,623

### (2) 在宅配食サービス（NPO法人）

毎日の食事支援を目的に、在宅配食サービスを行います。高齢者等の自立した生活の支援、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

図表 5-40 在宅配食サービスの見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	15	15	15
延べ配食数（食）	1,500	1,500	1,500

### (3) 生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等で基本的な生活習慣が欠如している者や体調を崩している者を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護する事業を、今後も継続して行います。

図表 5-41 生活管理指導短期宿泊事業の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	5	5	5
延べ利用者数（人）	10	10	10

#### (4) 在宅要介護者への支援の推進

在宅要介護者に対し、住みなれた自宅での生活の継続に向けた介護保険制度ではまかないきれない部分の生活支援を行います。

##### ① 福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

老齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与します。

図表 5-42 福祉用具貸与事業の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用人数(人)	32	37	37
特殊寝台	4	4	4
エアマット	0	0	0
車いす	25	30	30
松葉杖	3	3	3

##### ② 移送サービス「福祉有償運送」（NPO法人）

重度要介護高齢者の通院などの外出を支援する「福祉有償運送」が継続できるよう、必要な支援を行います。

重度の要介護高齢者のみならず、移動手段に乏しい高齢者の移動支援の方策について協議していきます。

図表 5-43 移送サービス「福祉有償運送」の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用登録者数(人)	110	100	90
延べ利用回数(回)	1,800	1,650	1,500

##### ③ 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出し（町社会福祉協議会事業）

ねたきり等で車いすが必要な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを継続して行っていきます。

図表 5-44 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出しの見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用登録者数(人)	25	30	30
延べ利用回数(回)	75	90	90

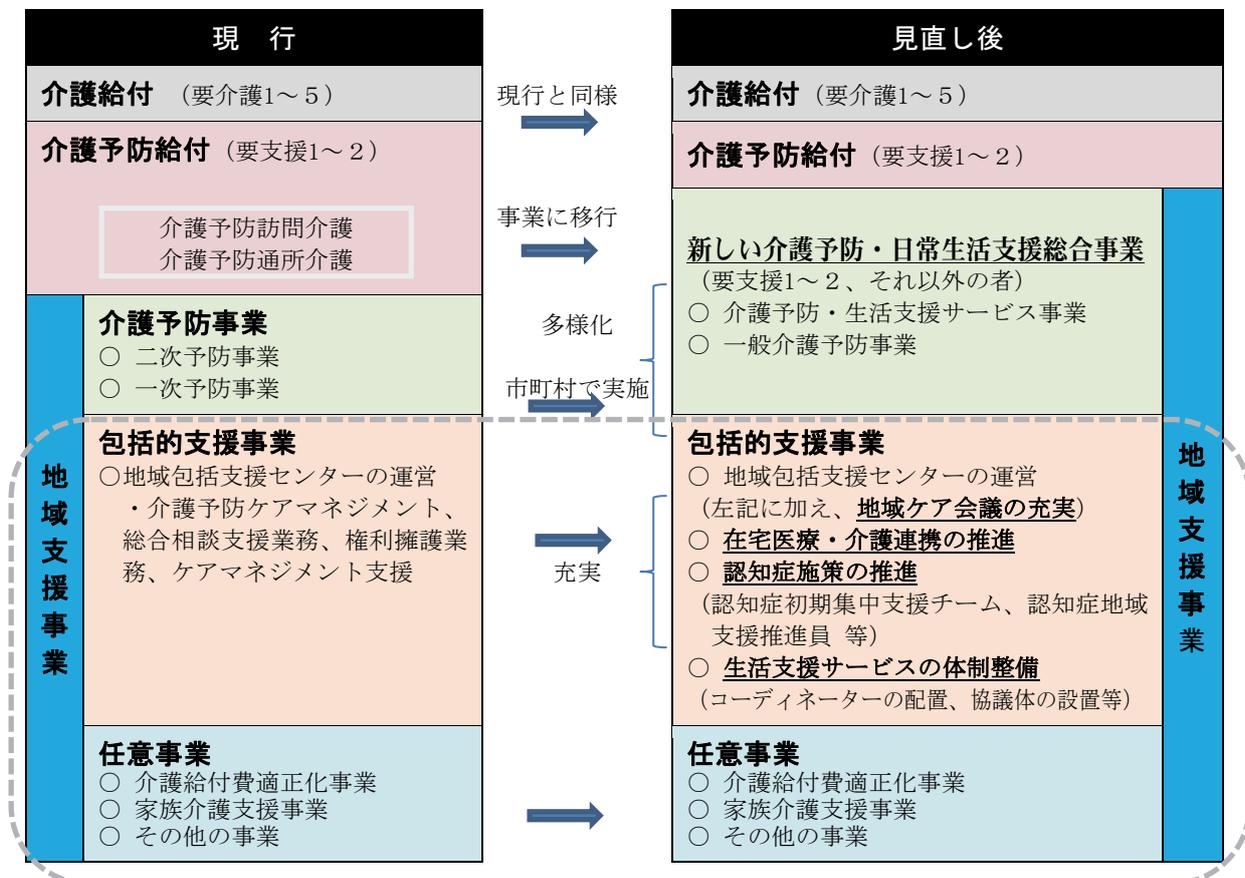
### 5-3 地域包括ケアシステムの構築

医療法と介護保険法の改正を含む医療介護総合確保推進法が平成26年6月に成立し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築および介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の改革が行われました。

地域包括ケアシステムについては、具体的にどのような体制ができれば構築できたと言えるのか基準はなく、地域特性により異なるのは当然であり、単一のモデルに当てはめることはできません。第5期計画においても既に取り組んできたところであり、それらを踏まえ、今後の推進方向を示していきます。

今回の改正において、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業の見直しが行われ、その主な内容として、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実があげられています。本節で示すのは、図表5-45の点線で示した部分です。

図表5-45 地域支援事業の見直し



# 1 包括的支援事業

高齢者の地域での自立を支援していくためには、予防対策から介護サービス、医療サービス、さらにはボランティアなどが行う活動までを含め、高齢者の状態・状況に応じた適切なサービスが提供されることが必要です。このため、地域全体の情報を集積し連携のできる地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

## (1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定を受けられ、これまで通り介護予防給付サービスを利用する人には、介護予防支援事業所として予防給付ケアマネジメントを行います。

総合事業による介護予防ケアマネジメントでは、利用者に対して、介護予防および生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもので、地域包括支援センターが行います。生活支援の観点から、必要に応じて地域ケア会議を活用していきます。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の状況、基本チェックリストの結果、利用するサービスに応じて次のような3類型に分けて行います。

図表5-46 介護予防ケアマネジメントの類型

区分	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
	①原則的な介護予防ケアマネジメント	②簡略化した介護予防ケアマネジメント	③初回のみ介護予防ケアマネジメント
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合</li> <li>訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合</li> <li>その他地域包括支援センターが必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①または③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合(必要に応じ、その後の状況把握を実施)</li> </ul>
流れ	アセスメント →ケアプラン 原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ) →サービス利用開始 →モニタリング(給付管理)	アセスメント →ケアプラン原案作成(→サービス担当者会議) →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ) →サービス利用開始 →モニタリング(適宜)	アセスメント (→ケアマネジメント結果案作成) →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

## (2) 地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。地域ケア会議の中で個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、自立支援のためのケアマネジメント支援を行います。これにより地域の課題や有効な支援策を明らかにし、医療と介護の関係者をはじめ、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、個別支援の充実につなげます。

## (3) 総合相談支援

地域包括支援センターの高齢者総合相談の窓口機能を強化します。センターから離れている地区については、巡回相談会を実施していきます。

地域の見守りネットワークづくりを推進し、そのネットワークを活用して、高齢者虐待の早期発見、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努め、民生委員や地域住民と連絡を取り合っ、それぞれの状況に応じた最適な措置やサービス、制度の利用につなげていきます。

## (4) 権利擁護業務

地域のネットワークを構築し、支援の必要な高齢者の把握に努め、必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなげていきます。

権利擁護の観点から支援が必要な高齢者については、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援します。

## 2 在宅医療・介護連携の推進

超高齢化社会においては、高齢の患者が中心となり、住み慣れた地域や自宅で病気と共存しながら生活の質の維持・向上をめざすことが必要です。つまり、これまでの病院完結型医療から地域完結型医療への転換が求められます。また、自宅で家族の最後を看取りたいというニーズにも応えていく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。医師会等の協力を得ながら、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進します。

在宅医療と介護の連携推進については、これまでの在宅医療連携拠点事業や在宅医療連携推

進事業の成果を踏まえ、今回の制度改正において、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけられ、平成30年4月までにすべての市区町村で実施することとなりました。

- ◆在宅医療・介護連携推進事業の内容
  - 地域の医療・介護サービス資源の把握
  - 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
  - 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
  - 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
  - 在宅医療・介護関係者の研修
  - 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
  - 地域住民への普及啓発
  - 二次医療圏内・関係市区町村の連携

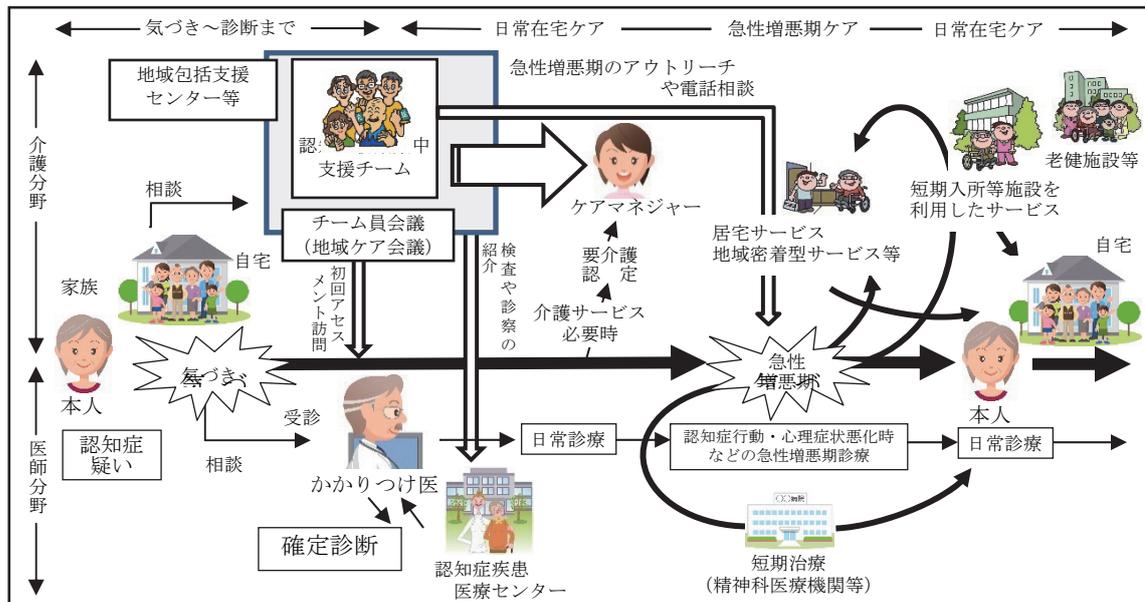
### 3 認知症施策の推進

認知症の人は、身近な人の理解や手助けがあれば、穏やかに生活を続けることができることもあります。また、認知症は予防や早期治療により進行を緩やかにすることができることから、医療との連携体制を強化し、早期の段階での診断と対応、本人や家族への支援、介護支援専門員との連携など、必要に応じて各種サービスの利用へとつなげる総合的な支援体制が必要です。

#### (1) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人が、進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を作成し、ホームページや広報誌、相談会等を通して住民に周知を図るとともに、相談機関、事業者等へも周知を図ります。これにより、認知症の人やその家族が、認知症の症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けられるのかを早めに理解できるようにします（図表5-47）。

図表 5-47 標準的な認知症ケアパスのイメージ



(2) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築をめざします。チームは、保健師、認知症サポート医等で構成されるものです。

(3) 「認知症地域支援推進員」の設置

認知症地域支援推進員の配置をすすめ、認知症施策の推進を図ります。

(4) 認知症にふさわしい介護サービスの利用

認知症高齢者は、生活環境の変化に影響を受けやすいため、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう支援していく必要があります。このため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの利用を促進します。

(5) 認知症家族交流事業「オレンジサークル」

認知症家族交流事業では、講演会や体験会等を取り入れながら、認知症の家族を介護する介護者が、情報交換や意見交換のできる、集いの場づくりを支援します。また、認知症サポーターに協力を得ながら、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「オレンジサークル」

「ジカフェ」も定期的に開催します。認知症高齢者の増加が予想される中、事業の周知と内容の充実を図っていきます。

図表 5-48 認知症家族交流事業「オレンジサークル」の見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数 (回)	10	10	10
延べ人数 (人)	100	100	100

#### (6) 認知症サポーターの養成

認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症のある人やその家族が安心して地域で暮らせるよう、また、認知症の予防を推進するため、住民グループや民生委員、事業所などの団体に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催します。

図表 5-49 認知症サポーター養成講座の見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者数 (人)	150	200	200

## 4 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域のサロン・カフェの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加しており、地域住民やボランティアを含めた多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されます。

平成29年度からの総合事業の円滑な実施に向けて、地域の受け皿を確保する観点から、ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備が重要であり、そのため、地域の資源開発や関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを八百津町と八百津町社会福祉協議会が連携し配置することをめざします。また、関係主体間の定期的な情報の共有、連携・協働による取組を推進することを目的として協議体を設置します。

## 5 家族介護支援

### (1) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を介護している介護者を介護から一時的に解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業については、継続して実施します。また、この事業の参加者が自主的な活動に発展していけるよう支援を行います。

図表 5-50 家族介護者交流事業の見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数（回）	1	1	1
延べ人数（人）	15	15	15

### (2) ねたきり老人等介護用品支給事業

要介護1以上で紙おむつ等を利用している人を対象として介護用品を支給し、介護費用の負担軽減を図ります。

図表 5-51 ねたきり老人等介護用品支給事業の見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付者数（人）	140	150	160

---

## 5-4 生きがい・社会参加の推進

自己の知識、技能を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的な就業の機会を提供します。

### 1 シルバー人材センターの充実

受注件数の増加が図られるよう、センターについて幅広くPRを行うとともに、幅広い職種  
の拡大を促進していきます。

町の関連事業で、シルバー人材センターで受託可能なものについては、可能な限りシルバー  
人材センターに委託します。

### 2 高齢者同士の交流機会の提供と参加促進

#### (1) 老人クラブ

老人クラブの一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。

老人クラブが魅力ある活動を展開できるよう必要な支援を行います。特に、地域貢献活動  
を積極的に展開できるよう、情報提供をはじめとする必要な支援を行います。

#### (2) ふれあいいきいきサロン事業

地域の単位老人クラブ、住民団体、ボランティアなどと連携し、ふれあいいきいきサロンの  
魅力ある活動を展開していきます。

ふれあいいきいきサロンの実施箇所数の増加を図り、高齢者が歩いて参加できる環境を整  
えます。

#### (3) 独居老人のつどい事業

社会福祉協議会において、ひとり暮らし高齢者を対象に毎年1回バス旅行を行っています。

ひとり暮らし高齢者の閉じこもり予防の観点から、一層の啓発に努め、利用の促進を図ります。

#### (4) 宅老所設置事業

NPO法人などで宅老所設置の意向がある人・団体に対し、空屋情報の提供や町有施設を  
活用するなどの支援を行い、宅老所の設置を促進します。

---

### 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがい・健康づくりとして、生涯学習や生涯スポーツの機会を提供します。

#### (1) 公民館講座

各地区の公民館等で開催している各種講座の情報提供を行い、高齢者の参加促進を図ります。

#### (2) チャレンジクラブ 802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区でそれぞれ高齢者対象の運動教室を開講しています。今後も継続して開講するとともに、高齢者の参加促進を図ります。

「チャレンジクラブ802」には、上記教室以外にも、高齢者が参加できそうな教室があることから、高齢者の健康状態に応じて、これらの運動教室への参加を促進します。

### 4 交通手段の確保

社会参加の促進や日常生活の支援の観点から、公共交通の運行経路や停留所等について、その時々ニーズに合わせた見直しの提言を行っていきます。また、NPO法人などによる移動支援への連携や、住民ボランティア等が主体となって行う移動支援のあり方等について検討します。

---

## 5-5 安心のまちづくりの推進

### 1 住環境の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、多様な居住の場の確保に努めます。

#### (1) 町営住宅のバリアフリー推進

町営住宅は、改築等の計画に沿って、順次バリアフリー化を図ります。

#### (2) 養護老人ホームの適正利用の推進

町内には養護老人ホーム蘇水園があります。低所得者等の受け皿としての機能を果たせるよう、適正利用を推進します。

養護老人ホーム利用者の長寿化が進み、介護を必要とする入所者が増えてきています。介護保険制度の特定施設への移行も含め、多様な観点から効率的・効果的な運営の方向性を検討します。

### 2 道路や公共施設等のバリアフリー化の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設、不特定の人が利用する民間施設などのバリアフリーを進めます。

#### (1) 道路のバリアフリーの推進

国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、点字誘導ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。

路上駐車・駐輪は高齢者などにとって通行の大きな妨げとなることから、警察などとの連携により、路上駐車・駐輪防止に向けた啓発活動およびパトロールに取り組みます。

#### (2) 公共施設のバリアフリーの推進

公共施設については、改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、改築等の計画がない公共施設についても「通路に物を置かない」「点字シールを貼る」など実施可能なバリアフリー化を進めていきます。

公共施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」およ

---

び「岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に沿って進めていきます。

### (3) 民間施設のバリアフリーの促進

民間施設については、新規に建設する建築物については、バリアフリー化を図るよう、県等とも連携して建築主に対する指導を行います。

商店街等の既存建築物については、所有者に対して簡便に行えるバリアフリー情報などを提供することでバリアフリー化を促します。

## 3 防災・防犯対策の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災体制の強化、防犯対策の推進に努めます。

### (1) 防災体制の強化

東日本大震災や、各地で発生している豪雨による被害を目の当たりにして、災害時等への対応について関心が高まっています。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、これに基づき避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。

この指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、名簿の活用、個別計画の策定、支援にかかる共助力の向上等、名簿を活用した実効性のある避難支援をめざします。

具体的には、出前講座の制度や高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用した防災知識の普及啓発に努めます。

町内で災害が起こったときに活動をする「災害ボランティア」は、登録者の増加、登録者の組織化などを図っていきます。また、災害時に支援できる内容の幅を広げられるよう継続的な学習会を重ねていきます。

小地域での自主防災組織の強化、防災訓練の実施、避難行動要支援者名簿の活用、災害ボランティアの役割など、各地区に応じた対応策を協議します。

### (2) 防犯対策の推進

「振り込め詐欺」「悪質商法」など的高齢者をねらった犯罪が全国各地で報道されています。これらに関する情報等を収集し、その対応策も含めて高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用して提供するなど、犯罪の未然防止に努めます。

---

## 5-6 相談・提供体制の充実

### 1 情報提供の充実

保健・福祉・医療など、高齢者にとって必要な情報を提供し、高齢者に確実に情報が伝わるよう努めます。

#### (1) 紙媒体やCCネットを使った情報提供の充実

情報提供の中心となる媒体は、町や町社協の広報、CCネットです。これらの媒体に保健・福祉・医療などの情報を、「わかりやすく」「シンプルに」「繰り返し」提供するよう努めます。

#### (2) 「口コミ」での情報提供の推進

民生委員や福祉協力員・福祉推進員、ホームヘルパー、ケアマネジャー、主治医・看護師など、高齢者から相談に応じる可能性が高い人たちに保健・福祉・医療などの情報提供を行い、これらの人たちから情報が伝えられる「口コミ」での情報提供を推進します。

### 2 相談体制の充実

八百津町には、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生委員や福祉協力員・福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。これらから相談支援体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者などの生命や財産を守るため、虐待等への対応、成年後見制度等の周知や福祉サービスの利用支援などを行います。

#### (1) 相談支援体制のネットワークづくり

相談内容は年々複雑化している一方、各機関や各課の所管業務は専門分化している状況の中で、ひとりの人や一つの機関ですべての相談に応じることは不可能となってきています。そのため、高齢者などから相談を受けた人がそれに十分な対応ができない場合の仕組みとして、町地域包括支援センターにつなぐ、町地域包括支援センターで処理しきれないものについては県などの関係専門機関につなぐといった連携体制を構築し、さまざまな相談に確実に応じられる体制づくりを進めます。

高齢者の多くは、家族とともに生活をしています。「家族」に着目すると、一つの家族の

中に、例えば高齢者の介護問題と子育て支援の問題が混在しているなど、複数の問題を抱えているケースもあると考えられます。そのため、「家族支援」の視点に立った相談支援が行えるよう、高齢者関係相談機関以外の相談機関などとのネットワークづくりも進めていきます。

## (2) 八百津町見守りネットワーク事業の推進

八百津町は、平成25年度に「八百津町見守りネットワーク事業」を立ち上げ、町内で営業する事業所等と「見守り」に関する協定を結んでいます。配達や相談、集金等の訪問時に「郵便物や新聞がポストにたまっている」「最近、元気がない」など異変に気づいたら役場や警察など関係機関に知らせて、早期の支援につなげることを目的としています。これからも協力事業者等の増加をめざし、住民みんながいつまでも安心して暮らしていけることができるまちづくりを推進します。

図表5-52 八百津町見守りネットワーク事業協定事業所 (注) 平成26年度末現在

区 分	金融関係	郵便関係	運 送 販売関係	メール便 個人事業主
事業者数(店)	6	4	7	2

## (3) 町地域包括支援センターでの権利擁護事業の推進

成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。

成年後見制度の利用支援においては、これまで同様初期相談対応を行っていくとともに、新たに利用の際の費用助成を行っていきます。さらに、身寄りのない高齢者などに対して法人後見として就任できる支援のあり方についても検討していきます。

虐待については、早期発見と町地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進め、関係機関と連携して迅速に対応していきます。

## (4) 日常生活自立支援事業の利用促進

町社会福祉協議会では、岐阜県社会福祉協議会、美濃加茂市社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加等により、ニーズが高まっていくことが予想されることから、事業の一層の周知を図り、利用の促進に努めます。



# 資料

## 1 八百津町保健福祉推進協議会

### (1) 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成10年6月1日訓令甲第19号  
最終改正 平成25年4月1日訓令甲第18号

(目的)

**第1条** この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(業務)

**第2条** 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域福祉計画策定
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- (3) 障がい者計画策定
- (4) 次世代育成支援行動計画
- (5) 子ども・子育て支援事業計画策定
- (6) 計画進行の評価及び建議
- (7) 保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
- (8) 健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
- (9) その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(組織及び構成)

**第3条** 推進協議会委員は、委員20名以内で組織し、次に掲げるの中から選び構成する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表
- (2) 医師会等保健医療関係団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 福祉施設の代表
- (5) 教育関係の代表
- (6) 学識経験者

2 委員は町長が委嘱する。

3 推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

(専門部会)

**第6条** 推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

- (1) 地域福祉計画策定部会
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会
- (3) 障がい者計画策定部会
- (4) 次世代育成支援行動計画策定部会
- (5) 子ども・子育て支援事業計画策定部会

2 構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。

3 各部会は、第2条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令甲第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## (2) 八百津町保健福祉推進協議会委員名簿

氏 名	推進協議会 役 職 等	所 属 等
各 務 宏 昌	会 長	学識経験者
柘 植 伴 美	副会長	八百津町社会福祉協議会 会長
飯 田 眞 智 子	委 員	民生児童委員協議会 主任児童委員
伊 佐 治 慶 洋	委 員	伊佐治医院 院長
石 井 加 代 子	委 員	八百津町食生活改善推進協議会 会長
石 井 徳 和	委 員	国民健康保険運営協議会 会長
瀬 瀬 秀 行	委 員	特別養護老人ホーム敬和園 園長
滝 上 和 美	委 員	八百津町老人クラブ連合会 会長
永 田 義 人	委 員	身体障害者福祉協会 会長
古 瀬 裕 平	委 員	古瀬歯科医院 院長
堀 部 義 郎	委 員	八百津町教育委員会 教育長
山 口 瑞 信	委 員	民生児童委員協議会 会長
山 田 光 代	委 員	好生堂薬局 薬剤師
和 田 義 昭	委 員	住民代表

※会長、副会長以下50音順

事務局

氏 名	所 属
瀬 瀬 幸 美	健康福祉課課長
永 田 ひ ろ 子	健康福祉課課長補佐
各 務 敏 哉	福祉センター所長
飯 田 博 年	健康福祉課介護保険係長
佐 藤 志 帆	健康福祉課介護保険係
小 川 七 郎	八百津町地域包括支援センターセンター長
鈴 木 万 起 子	八百津町地域包括支援センター係長
海 老 敏 彦	町民課課長
石 井 寿 人	町民課住民税係長

## 2 計画の策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成26年 2月10日～ 3月14日	◆第6期老人福祉計画・介護保険事業計画に伴うニーズ調査	○調査概要 一般高齢者 1,000人配布(抽出) 739人回収 735人有効回答  認定者 470人配布(在宅全数) 362人回収 348人有効回答
平成26年 6月18日	◆第1回八百津町保健福祉推進協議会	○新任者委嘱状交付 ○保健福祉推進協議会等について説明 ○第6期老人福祉計画・介護保険事業計画策定について
平成26年12月17日	◆第2回八百津町保健福祉推進協議会	○第6期老人福祉計画・介護保険事業計画(案)について ・介護保険法改正概要 ・ニーズ調査結果 ・事業計画(案)
平成26年12月25日～ 平成27年 1月9日	◆パブリックコメント	○応募意見なし
平成27年 1月15日	◆第3回八百津町保健福祉推進協議会	○第6期老人福祉計画・介護保険事業計画(案)について ・パブリックコメント募集結果報告 ・第6期介護保険料基準額(案)について
平成27年 1月27日	◆第4回八百津町保健福祉推進協議会	○第6期老人福祉計画・介護保険事業計画(案)について ・基本構想について ・第6期介護保険料基準額(案)について
平成27年 3月24日	◆第5回八百津町保健福祉推進協議会	○第6期老人福祉計画・介護保険事業計画について ・ダイジェスト版について

---

## やおつ高齢者いきいきプランⅥ

介護保険事業計画・老人福祉計画

平成27年3月 発行

発行者 / 八百津町

〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町八百津3827-1

☎ 0574-43-2111 FAX 0574-43-2117

---

いつまでも元気で暮らせるまち  
生涯過ごせるまち やおつ

## やおつ高齢者いきいきプランVI

介護保険事業計画・老人福祉計画



本書は再生紙を使用しています。